

# 令和4年第3回美幌町議会定例会会議録

令和4年3月 2日 開会  
令和4年3月17日 閉会

令和4年3月15日 第8号



○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 議案第16号～議案第29号

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	藤原公一君
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	坂田美栄子君	副議長	8番 岡本美代子君
9番	稲垣淳一君	10番	古舘繁夫君
11番	上杉晃央君	12番	松浦和浩君
13番	馬場博美君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君 教育委員会 会長 矢萩浩君  
教 育

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	後藤秀人君	福祉部長	河端勲君
経済部長	石澤憲君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	西俊男君	総務課長	関弘法君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	斉藤浩司君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐々木 斉君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	立花良行君	税務課長	菅 敏郎君
社会福祉課長	片平英樹君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	田中三智雄君	みらい農業課長	午来 博君
商工観光課長	影山俊幸君	建設課長	御田順司君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤 明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	佐々木 鑑仁君
社会教育課長	松尾まゆみ君	スポーツ振興課長	浅野 謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠 國 求君
監査委員事務局長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局	長	遠	國	求	君	次	長	小	室	秀	隆	君			
議事	係	長	高	田	秀	昭	君	庶	務	係	長	村	田	剛	君
議事	係	新	田	麻	美	君									

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回美幌町議会定例会第14日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番松浦和浩さん、13番馬場博美さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、所用のため本日欠席の旨、届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第16号から  
議案第29号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第16号オホーツク町村公平委員会規約の変更についてから議案第29号令和4年度美幌町病院事業会計予算についてまでの14

件を議題といたします。

第13日目に引き続き、質疑を行います。

議案第22号令和4年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

第13日目に引き続き、担当部局ごと、事項別明細書の款及び項ごとに進めたいと思います。

2項児童福祉費、118ページから127ページまでの質疑を許します。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 121ページ、児童福祉総務費、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金607万7,000円と認可外保育所保育士処遇改善事業補助金291万6,000円、この補助金の事業の詳細内容と町内勤務保育士への支援状況について教えてください。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） この補助金については、コロナ禍が長期化する中、感染症対応として最前線で働く保育士の収入を継続的に引き上げるための支援を図る目的のものであります。対象となる施設職員に、施設を通じまして、給与に上乘せ支給することを予定しております。

御質問のうち、初めに1の事業の詳細内訳につきましては、まず、(1)の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金607万7,000円は、町内の認定こども園で働く保育士を対象にしております。美幌大谷幼稚園、美幌藤幼稚園の合計72名が対象となっております。

補助の積算根拠につきましては、国が示す公定価格に基づきまして、それぞれの施設の形態や定員数、園児の年齢区分などに一定の単価を掛けて算定しております。

なお、事業の財源につきましては、記載の国の補助事業を活用する見込みで、補助率は10分の10となっております。

次に、(2)認可外保育所保育士処遇改善事業補助金291万6,000円は、

(1) で国の補助事業の対象とならない認可外保育所で働く保育士を対象にしており、ひまわり保育園、どんぐり保育園の合計27名を対象としております。

補助の積算根拠につきましては、記載のとおりとなっております。こちらの事業財源は、記載の国の交付金事業を活用する予定でありまして、こちらも補助率は10分の10となっております。

最後に、2の町内勤務の保育士への支援状況ですけれども、認定こども園、認可外保育所ともに、令和4年の2月分と3月分の給料に上乗せ補助を実施し、支援を行っているところであります。

よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) 4番高橋秀明さん。

○4番(高橋秀明君) 内容は分かりました。

保育士ということで、幼稚園教諭とは違う仕事内容を請け負っているわけですけれども、ゼロ歳児から5歳児までの世話ということになってはいますが、内容は幼稚園の先生とほぼ変わらないのかなと理解しています。この事業は、多分、単年度なのかと思うのですけれども、今後の処遇改善という意味で、これの持続を考えているのか、教えていただきたいと思っております。

○議長(大原 昇君) 福祉部長。

○福祉部長(河端 勲君) ただいまの御質問でございますが、今回、国の経済対策によりまして保育士の処遇改善が行われたものでございます。

国の制度設計としましては、令和4年の9月までは国庫補助金により財源充当するというので、その後は、公定価格を見直した上で同様の措置を取るということで、国の令和4年度予算に計上されているところでございます。

したがって、国の予算が継続して、この事業が認められるということになれば、今の予定としては、国が2分の1、道

が4分の1、市町村が4分の1という財源内訳でこの事業は継続されると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) 6番伊藤伸司さん。

○6番(伊藤伸司君) 同じく121ページの児童福祉総務費ですが、専門療育訓練等業務委託料と、同じページの療育指導等業務委託料の二つについて、質問させていただきます。

業務内容と委託内容、それぞれ効果があったのか、なかったのかということをお聞かせ願います。

○議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(片平英樹君) まず、専門療育訓練等業務委託料ですけれども、こちらの訓練業務につきましては、子ども発達支援センターの療育訓練に係る目的で業務委託を行うものであります。

内容につきましては、委託を予定している美幌療育病院から専門職員を派遣いただきまして、発達支援センターをはじめ、地域の幼稚園や保育園で支援対象児の必要性に合わせて、集団活動の見学や保護者への相談支援、発達検査などの支援を行うものであります。さらには、地域の方々や関係機関の職員などに対しまして、専門的観点からの研修や講演を実施いたします。

主な事業としましては、記載の六つの内容となっております。保育園や幼稚園、学童保育所への専門職員の派遣支援、発達検査の実施、町内の関係機関職員への研修講演などがあります。こちらの業務は、専門職員による児童福祉施設への療育訓練が主なものとなっております。

続いて、療育指導等業務委託料ですけれども、こちらも子ども発達支援センターの療育指導に係るものでして、美幌療育病院へ業務委託により実施を行うものです。

内容につきましては、委託先の美幌療育病院から同じ専門職員を派遣して実施するものですけれども、こちらは主に発達支援

センターでの療育指導となり、児童への直接的な療育支援とか保護者相談など、児童への支援をより一層充実させるものであります。また、センター職員に対しても技術的な指導を行っていただきまして、職員の人材育成の推進も図っております。

業務内容としましては、記載の七つの内容となっております、月6回、専門職員を派遣いただきまして、その中でケースに合わせて必要な支援などを行い、支援の充実や人材育成の推進、地域での支援体制の強化を図っていくものとなっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 毎年この支出がされているのですけれども、効果はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 当然、発達支援というか、この問題については親御さんも関心があるということで、幼い頃から、うちの子はどうなのだろうという不安になっていることがあって、こういう通所の相談が年々増えてきている傾向にあります。

今年は94名の定員に対して106名の通所があるということで、待機児童をつくらないように定期相談でつなぎながら皆さん対応しているのですけれども、そういう保護者のニーズもありまして、それに対して技術的な指導も行っておりますので、効果は高いと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 123ページの学童保育所運営事業庁用備品44万9,000円と、125ページの東陽保育園管理運営事業費庁用備品についてです。

先日説明をいただいたときに、スポットクーラーは、温度を下げるクーラーのよう

な働きをする効果があるので、これを導入したいということだったと思いますが、どの程度の効果があるのかについてお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） スポットクーラーは、園児、児童の夏場の熱中症対策のために、通常のルームエアコンの設置が困難な町内の保育園、学童保育所、子育て支援センターの各施設の室温上昇を軽減するために設置を予定しているものであります。

通常のエアコンと同様に、コンプレッサーによって取り込んだ空気を本体内部で冷却し、冷たい風を部分的に送り込む装置でありまして、性能はルームエアコンよりは劣りますけれども、可搬式で工事も不要ということと、家庭用の電源でも使用可能であるため、エアコンの設置が困難な工場などで幅広く活用されているものであります。

御質問の冷房効果につきましては、環境状況により異なりますけれども、一般的に8畳間で5度程度室温を下げる効果があるとのメーカー調べとなっております。

学童保育所や子育て支援センター、保育園で予算を計上させていただいておりますけれども、各施設は、スポットクーラーに加えまして、既存のサーキュレーターを組み合わせることで少しでも室温を下げる工夫をして、園児、児童の熱中症予防を図っていきたく思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 説明の内容は分かるのですが、去年もおととしも非常に暑い日が以前から比べて随分増えていると思ひます。特に、障がいを持っている子供たちとか低年齢児は、自分の体の温度調整というのが非常に厳しい状況にあるということをお願ひしたいと思ひます。

スポットクーラーをつける部屋の大きさや、どの程度の容量のものをつけるかによって、部屋の中の温度を下げられるかどうか非常に難しいところではないかと思うので、それであれば普通のクーラーをつけたほうがより効果的ではないかという思いがあって、今回、質問させていただきました。

というのは、例に取ったら失礼ですが、各学校に扇風機を何台かつけていて、子供たちから、あまり涼しくないのだよねという話を聞いていたのです。部屋の大きさや容量がどの程度かによって部屋の温度を下げられるかどうか非常に問題だと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（大原 昇君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（片平英樹君） 保育園は、一部、ルームエアコンを設置して、低年齢児とか障がい児については、極力、その部屋で保育を行うようにしておりますけれども、学童保育所の場合は、部屋も限られていますし、風通しも悪いということで、扇風機は使っているのですが、それも去年の夏は対応できないということがありました。そこで、ルームエアコンほどの室温に設定するわけにはいかないですけれども、スポットクーラーとサーキュレーターとの組合せで少しでも風を送り込むような流れをつくって温度が下げられるように、スポットクーラーの購入を予定したいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 説明は理解したいと思うのですが、涼しくなるかどうかというのは、部屋の大きさが問題になると思うのです。部屋の大きさによって検討する余地が残されているのではないかと思いますので、そこら辺のことをもう一度考えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御質問でございます。

先ほど課長からカタログスペックでの御説明をさせていただいたのですけれども、今回の予算としては、各施設で複数台の予算を計上させていただいております。その状況によって取りあえず1台置いて、冷房効果が低いということになれば、可搬型でするので増設して、そちらのほうにクーラーを移すことも可能でございます。それらの状況を鑑みながら運用していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、3款民生費を終わります。

出席説明員入替えのため、暫時休憩します。

再開は、10時21分といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和4年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、128ページから139ページまでの質疑を許します。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 129ページ、医療従事者就業支援金900万円について、内容と実績をお教えてください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

医療従事者就業支援基金の内容と実績でございます。

まず、内容でございます。

町内医療関係施設において、新たに常勤



雇用として就職する医療従事者に対しまして、住宅の準備に要する費用及び就業に係る費用を支援することにより、医療従事者の新規就業及び定着を促すことを目的に、平成25年度から実施しているものでございます。

一つ目の住宅準備支援金の内容でございます。

対象者は、町内の医療関係施設に従事するため、町内の借家に居住する者です。

補助金の額でございますが、家賃1か月、敷金、礼金及び転居運送費用に係る実費相当としまして、20万円を限度として1回限りでございます。

参考までに、令和4年の予算につきましては、20万円掛ける10名の200万円を計上しております。

次に、就業支援金の内容でございますが、対象者は、新たに町内医療関係施設に常勤雇用として就職する医療従事者で、本町に住所を有する者、就職日以前3年間に於いて町内医療関係施設に勤務していない医療従事者でございます。

補助金の額につきましては、就職後1年経過ごとに25万円を支援し、3年を限度といたします。

令和4年度の予算につきましては、25万円掛ける28名、700万円の計上となっております。

次に、過去3年間における実績でございます。

住宅準備金につきましては、平成31年度は対象者が3名、補助金額が33万2,011円、令和2年度は4名、補助金額が67万8,900円、令和3年度の見込みは4名、75万1,500円です。

次に、就業支援事業の内訳でございます。

平成31年度総数が27名、3年目が8名、2年目が8名、1年目が11名、補助金の合計額は675万円、令和2年度対象者総数が25名、3年目が8名、2年目が

9名、1年目が8名、総額が625万円、令和3年度の見込みでございますが、総数で27名、3年目が10名、2年目が9名、1年目が8名、補助金の合計額が675万円となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 内容と実績については了解いたしました。

それで、3年たった方が何人ぐらいいるのか、この就業支援金をいただいた人がどれぐらい残っているのか、3年たらずに1年、2年で辞めていく人がどれぐらいいるのかというのを分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 3年たった方につきましては、実数でいきますと、平成25年度から就業支援で66名が3年目を経過していることとなっております。

1・2年目で終了した方、最後の3年目まで行かなかった方は、9名となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 131ページ、予防接種事業の個別予防接種委託料の中で、肺炎による死亡が増加しておりますが、肺炎球菌ワクチンの接種状況とPRについてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、肺炎球菌ワクチンの接種状況でございます。令和4年1月末現在でございますが、実績が191名となっております。対象者につきましては、935名に送付をしております、65歳以降100歳まで

の5歳刻み、過去に接種を受けた方を除いて対象としております。

次に、PRの方法でございますが、こちらは、個別の方が対象ということもございまして、年度当初に対象者に対して個別で予診票を同封して案内の送付もして接種の勧奨を行っているほか、現在、美幌町のホームページで周知している状況にございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 確認ですけれども、令和3年度だけで実績数として191名と理解しているのでしょうか。

それから、65歳から5歳単位で案内を出しているようだけれども、まだまだ知らない人がたくさんいらっしゃるという話を聞いています。

たまたま病院に行ったときに、病院の先生から肺炎球菌のワクチンを受けたかと言われたこともありますので、ホームページで周知をしているということですが、65歳以上、70歳以上の人たちはホームページをなかなか見ることができないのではないかという思いがあります。それであれば、個別にきちんと案内をしていただいた上で、亡くなる確率を少しでも下げていく努力は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） まず、実績でございますが、令和3年度のみで191名の実績となっております。

先ほどの私の答弁が不足してしまして申し訳ございません。

個別通知は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳と、それぞれの対象者についても個別の周知をしております。

なお、受けていない方は5年後に再度周知はするのですが、坂田議員がおっしゃる

とおり、周知だけでは、いろいろな手紙、文書の中で埋もれてしまう可能性もございますので、そこはきめ細やかに周知を続けていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 個々に通知をしているというのは理解をいたしました。

ただ、手紙だけですと、それを見たというだけになるので、例えば、老人クラブとか高齢者の集まりのときに、肺炎球菌ワクチンを勧めるような説明会があってもいいのではないかと思います。というのは、自分とはあまり関係ないのではないかという思いを持っている人のほうが多いような気がいたしますので、できれば、そういう機会を捉えて、もう少しこまめにやる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） この事業は、平成26年から定期接種化になりまして、通常は平成30年で終了する予定であったのですが、国で5年間延長ということで、国の統計では全国的には30%台の接種と非常に低いと国も判断しております。ただ、私どもは平成25年から単独で事業を開始していたこともございまして、今年の3月11日現在で65歳以上はどれぐらいの接種率なのかを調べてみたところ、47.4%ということで、2人に1人ぐらいは受けている状況にはあるのですが、美幌町でも肺炎で亡くなる方はがんに次いで2番目と非常に高い状況になっております。議員がおっしゃるとおり、老人クラブとか健康教育とか、あらゆる機会を通じて周知していくことが必要だと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 131ページ、予

防費、有害鳥獣駆除協力報償34万2,000円、この具体的な駆除方法及び費用の内訳についてと、エキノコックス感染状況についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

有害鳥獣駆除協力報償についてでございます。

こちらにつきましては、エキノコックス症の感染予防のため、有害鳥獣であるキツネを駆除するために必要な費用として計上しているところでございます。

具体的な駆除方法ですが、出勤及び駆除の実績に応じますけれども、北海道猟友会美幌支部に対しまして、例年2月に銃器による一斉駆除の捕獲依頼を行っていただき、実績に応じた報償費を支払っているところでございます。

費用の内訳でございますが、一斉出勤分として20名を予定していただき、20名に対して5,600円の報償費で11万2,000円、駆除実施分につきましては、実際に駆除を行ったキツネの頭数によりまして、予算では40頭掛ける4,000円で16万円、また、車で移動していただく形になりますので、20名分の車として20台、こちらは140キロメートルほど郊外を移動していただくということで計上しておりまして、単価3,500円の20台で7万円、こちらを合わせまして34万2,000円を計上してございます。

また、2点目のエキノコックスの感染状況でございますが、現在、過去5年間では感染者はいない状況でございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 内容は理解いたしました。

この中で、一斉出勤分の20名とありますけれども、この一斉出勤というのは、年

に1回なのか、何回か分けてやっているのか、また、幸いにしてエキノコックスは感染者がいないということですが、キツネも農作物に被害を及ぼしていると思われるのですけれども、その方面の報告、実害があるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） まず、駆除の回数についてでございます。

例年2月にそれぞれ2回駆除を行っている状況でございます。

ちなみに、今年度も既に2回、2月6日と13日に駆除を行っていただき、そのときの実績頭数としては10頭の駆除を行っているというところでございます。

また、農家さんの被害の関係のお話もございましたけれども、私ども環境管理課の職員も箱わなの設置の許可をいただいております。市街地も含めてですけれども、市街地でもキツネが出て、畑をどうこうするとか、郊外地区もそうですが、そういうところに箱わなを設置していただき、私どもが箱わなで捕獲してという駆除も実際に行っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 133ページ、産後健診・産後ケア事業委託料413万4,000円について、具体的な説明と今後の継続について御説明願います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、具体的な説明でございますが、積算の内訳413万4,000円の内訳でございます。産後健診が85万円、産後2週間の健診が5,000円掛ける85回、産後1か月の健診が5,000円掛ける85回です。

続きまして、産後ケア328万4,000

円の内訳でございます。通所のショートとしまして、1万円掛ける40回分、同じくショートとして5,400円掛ける104回分、次に、令和4年度から拡充となりますが、通所のロングとして9,000円掛ける48回分、宿泊、こちらも拡充となりますが、2万2,500円掛ける84回分でございます。

具体的な説明、内容の詳細でございます。

まず、産後健診でございますが、産後2週間及び1か月健診に係る費用の助成をするものでございます。

続きまして、産後ケアでございます。

出産直後から1歳未満の乳児及び母がケアを受けられるもの、主に母親の身体的・心理的ケア、授乳指導、育児相談を予定しております。

ショートにつきましては1時間から2時間程度、ロングにつきましては4時間程度、北見市の愛成病院で対応を検討しております。宿泊につきましても、北見の愛成病院で対応を検討しております。ロング、宿泊では、授乳指導や泣き止まないときのケアなど、時間をかけて丁寧に指導してもらうことが可能となります。

最後に、今後の継続性でございますが、現在、コロナ禍で里帰りができない、実家が遠方など、身近に支援者がいない方、不安のある方のニーズに対応できるものと考えております。ベビーマッサージなどのメニューもございまして、子育て期の支援として今後も多くの方に利用していただけるように、このような事業はアフターコロナにおいても必要でないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 大体説明していただきましたので、理解をしたところですが、産後健診・ケアについては、場所はどこで中心的にやる状況なのか説明いただき

たいのと、宿泊は北見医師会、北見と網走の厚生病院もあるのでありますが、それは北見だけしか予定をしていないのか、そのところを説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） まず、産後ケアの場所の提供でございますが、ショートの1万円とあるのは、美幌町のしゃきっとプラザの2階において実施するものでございます。

次の5,400円につきましては、北見市でケアを受けたい方が出向いて行って北見市で受ける、場合によっては、交通費を別に出せば、北見の事業所からケアをしていただける方に美幌へ来ていただけるという両方の対応型になっております。ロングについては北見の愛成病院、網走やほかにも北見で幾つか産科の病院もあるのですが、今回の実施に当たりまして、網走、北見を含めて協力をしていただける医療機関に何件か当たってみたところ、結果的に令和4年度から直ちに実施できるのは愛成病院という形で落ち着いたところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 分かりました。

ただ、この産後ケアのしゃきっとプラザというのは、美幌の人が対応するのか、それとも北見から通ってきて対応してもらえるのか、そこら辺のことだけお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 具体的に言いますと、令和3年度9月までゆうあいセンターにあったピアという事業所が、しゃきっとプラザに移転して実施しておりますので、北見にいる方に美幌へ来ていただいて、完全予約制で実施ということになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さ

ん。

○8番(岡本美代子君) 今と同じところですが、このロング型は、去年から見ると予算が増えています。ロング型とか、宿泊とか、この政策というのは美幌独自のものなのか、それとも、ほかでもやっていることなのかというのが1点です。それから、宿泊で2万2,500円というのは、利用する人の負担がゼロなのかということと、どこで産んでも出産直後から1歳未満の乳児まで母子のケアが受けられるのは本当に非常にいいことですけれども、例えば、どこで産んでも愛成病院でこういうことが受けられるのかということをお知らせください。

○議長(大原 昇君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中尾 亘君) 拡充のロングと宿泊型については美幌独自のものとございます。

次に、宿泊にかかる利用負担でございますが、実際にかかる料金は2万5,000円ですので、その1割の2,500円を自己負担、残りの2万2,500円を予算で計上しており、事業所にお支払いするものでございます。

また、どこで産んでも受けられるのかということは、契約によるものですので、当然、愛成病院以外で出産された方も受けることは可能です。

よろしく申し上げます。

○議長(大原 昇君) 8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) ここに書いてあるように、コロナ禍のために実家に行っても出産できないとか、いろいろな都合でおじいちゃんやおばあちゃんの支援が受けられないとなると、子供は1歳ぐらいになるまで本当に大変なのです。

こういう子育て支援の制度は本当にいいものだと感じています。これを広く、いろいろな悩みを持っている方々を掘り起こしてこういうところにつなげるということ

一生懸命していかなければならないと思いますし、大変いい制度だと思っています。

○議長(大原 昇君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中尾 亘君) 先ほども言いましたが、実家が遠方で協力者がいない、また、調査したところ、母親に精神疾患がある人の割合は14%ということで、コロナ禍の影響を非常に受けていて思うように支援を受けられない中で、育児不安が強い方も増えているのではないかと考えて、今回、こういう予算措置をさせていただきました。

当然、今後も子育てをするに当たって非常に大事なケアの補助事業だと思えますし、こちらは令和4年度からしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(大原 昇君) 8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) 133ページ、不妊治療費支援金105万円は、町単独に乗せ分と考えますけれども、人数、回数などをお知らせいただきたいと思っております。令和元年から令和3年の実績をお知らせください。

○議長(大原 昇君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中尾 亘君) 御答弁いたします。

まず、内容でございます。

特定不妊治療に要した費用に対しまして、1回の治療に要した費用から北海道が助成する額、30万円が限度でございますが、差し引いた額に対して15万円を限度に支援するものでございます。

過去3年間の実績でございます。

まず、平成31年度は、実人数が7名、延べ人数が7名、補助金の額の総額は82万6,216円です。令和2年度は、実人数が8名、延べ人数が10名、補助金の額が74万5,357円となっております。令和3年度の見込みですが、実人数が13名、延べ人数が18名で、114万8,148円

となっています。

なお、こちらの事業は、報道等で広く周知されてございますが、令和4年の4月から公的医療保険適用となる予定でございます。診療報酬の改定など、制度内容にまだまだ不明な点がございますことから、今後は、自己負担が公的医療保険適用となったときに著しく増えることがないような手法を検討していくこととしまして、令和4年度については、取り急ぎ令和3年度と同額の予算を計上しております。7名掛ける15万円の105万円を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 差し支えなければ、3年間で実際に生まれた人数などが分かれば教えていただきたいと思えます。

また、公的保険適用というのは、2年ぐらい前から報道で叫ばれていまして、画期的なことだと私は考えています。

ただ、地域性を考えますと、この辺で高度な不妊治療を受けるというのは、やはり中央まで出かけなければならぬと考えていますので、今後、支援金の在り方をもうちょっと考えていかなければならないですし、宿泊費とか交通費を考えていかなければならないのではないかと思います。

それから、国が考えている年齢制限もありますけれども、例えば、遅くに結婚した方は、地域独特の、いろいろなことを加味しなければなりませんけれども、そういうこともあるのではないかと考えています。

もし人数が分かればお知らせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

こちらの事業は、平成30年度から実施しておりまして、累計で申しますと、令和3年までの間に、申請28名のうち、15名が妊娠まで至っております。

次に、令和4年4月から保険適用になり

まして、まず、道は、現在の30万円の補助を廃止することを明記しております。あわせて、美幌町の現在の補助事業も道の適用になったものという形になりますので、15万円を上限と考えると、やはり45万円ほど補助額が減額となることが想定されます。幾ら3割の保険適用になったとしても、今後、4月以降、いろいろな動きが出てくるかと思うのですが、必要であれば、交通費、宿泊費、そこら辺も含めて、先ほどの新しい事業もそうですけれども、子育てをしっかりといただく、美幌町で妊娠期から子育ての部分までやっていただくという形で、こちらの事業もしっかり検討しながら制度設計してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 135ページ、健康づくり事業の中の業務等委託料、がん検診委託料2,245万円です。

毎年、死亡原因の第1位はがんで、検診者は年々減少しています。受診勧奨に努力していると思われませんが、対策はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

まず、検診者の過去6年の推移でございます。

がん検診、受診の総数、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんとありますが、平成28年度は総数で3,922件、平成29年度が3,885件、平成30年度が3,861件、令和に入りまして、元年度が3,403件、令和2年度が2,605件、令和3年度が3,380件となっております。

次に、受診勧奨の状況でございます。

まず、ホームページ、広報、チラシ等の周知のほか、子宮がん、乳がん、大腸がんにつきましては40歳から60歳まで5歳

ごとに無料クーポン券の送付、クーポン券の未利用者につきましては、受診勧奨のはがきを再送付、子宮がん、乳がん検診につきましては、2年前に受診をして現年度未受診者につきましては、はがきで勧奨を実施、肺のCT検査の受診者につきましては、2年連続受診の勧奨はがき送付、胃がんの検診につきましては、前年度、さらに前々年度の受診者で、現年度未受診者へ受診勧奨のはがきを送付、最後に、全国健康保険協会が美幌町の加入者へ受診券を送付する際に、町が実施する各種がん検診の案内を同封などの取組を行っている状況になります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 確かに、受診勧奨はこまめにやっているなどというのはこの資料でも十分に分かります。そうなのですが、がんで死亡される人の数はなかなか減っていかない状況にあります。これに対応するというのは、もうこれ以上やりようがないという状況なのでしょう。

確かに、ホームページ、広報、チラシなど、皆さんも見ていると思うのですが、そういうものでなくて、先ほどの高齢者の人たちと同じように、できるだけ人が集まる機会のときに説明をしてやるのが一番効果的かと思っておりますので、大変とは思いますが、町民の健康を守るという意味では、こまめな対策が必要かと思っております。

そういう対策について、具体的な今後の取組について、もし考えがありましたらお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） がんの死亡者につきましては、美幌町でも死亡状況1位ということで、令和3年も23%の割合と非常に高い死亡率となっております。

そこで、私どもも受診勧奨についてあらゆる手でできることはやっていると

ですが、今、取り急ぎ何ができるかということを保健師を含めて考えた中で、毎年4月に年間の日程表を広報に折り込みしております。

今、私どものところでコロナワクチンの集団接種を2月下旬から始めておりますが、こちらは土・日だけで300名から500名、800名から1,000名ぐらいの町民が利用されます。送付するときには通知するのは難しいと思いますが、状態観察のときに15分から30分ほど時間がありますので、そこからざっと計算したところ、6,000名程度の町民が3回目の接種でしゃきっとプラザを訪れる予定でございます。そこに保健師もいますので、その中で実際に年間日程表を配りながら、こういう検診もやっていますということで、コロナのときに、自分の健康を考えているときに、がん検診もやっているというきっかけづくりになればと思ひまして、まずはできるところからやっていると考えております。

あとは、町内に大型スーパーが3店舗ほどございますが、数年前から広報を置いて、広報を皆さん持っていつているという状況も確認しておりますので、その中で検診の周知とか、パンフレットを置きながら、がんで亡くなる方を一人でも少なくしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 137ページ、花樹育苗センター管理運営業務委託料577万円、委託業務の内容詳細についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

花樹育苗センター管理運営業務委託料の関係でございます。

こちらにつきましては、美幌町内の事業

者に花樹育苗センターの管理運營業務を委託してございます。花苗を栽培し、各自治会や公共施設に配付するための委託業務の内容となっております。

業務委託料の内訳につきましては、予算の見込みでございますが、人件費321万3,000円、育苗費66万5,000円、修繕費40万円、燃料費54万8,000円、光熱水費15万円、その他の経費、一般管理費等を含めていますが、26万9,000円、消費税を合わせまして合計576万9,500円で計上しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 経費内容は分かりました。

美幌町の美化ということで、苗株の契約数量は決まっているのですか。

施設の劣化が激しいものですから、私も結構呼ばれて、その修繕等に駆り出されて見させていただいています。非常に劣化しておりまして、機械等にしてもまともなものが入っているようにどうしても見えない中で、当事者は大変苦労して運営しているなというのが見てとれます。

それは、今後の運営にも関わることなのですけれども、そういう施設に対して更新ということがもし出れば、ちゃんと対応していただけるのでしょうか。

それから、燃料費等についても、今、高騰している中でちゃんと考慮されているのか、その辺を伺います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） まず1点目に花苗の数量の関係があったかと思いません。

こちらにつきましては、御存じのとおり、自治会等から希望を取りまして、その数に合わせて育てていただいている形になるかと思えます。

申込みで9万鉢ぐらい、枯れてしまう分

もありますので、予備も含めて10万鉢前後を毎年育てていただいている状況でございます。

また、修繕の関係ですが、受託業者さんとも見積りをいただいた中で御相談をさせていただきながら運営していますけれども、もし大規模なものが発生した場合につきましては、もちろん話合いをした中で、年次的に修繕するというのも含めてお話をしていく中でやっていかなければいけないと思っております。

燃料費につきましても、現段階の予算状況では、お見積りをいただいた中で計算していますので、今、その中で予算を計上しているところです。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、高橋議員から質問がありました同項になります。

石油単価が上がっている部分に対しては、もらった見積りで合わせて打合せをしているということと、納品の数ですが、およそ毎年9万個から10万個ということで、こちらの内容は分かりました。

人件費が321万3,000円となっておりますが、人件費の根拠、内訳がもし分かれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 人件費の関係でございます。

見積りをいただいた中でお話をもらっているのは、常勤の方が2名、繁忙期にそのほかにパートという形で手伝っていただいていると聞いております。

単価につきましては、現在、シルバー人材センターの農作業の単価を準用しまして、常勤の方は時間970円、臨時の方には時間920円という単価を使って積算を行っているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、1項保健衛生費を終わります。

次に、2項清掃費、138ページから141ページまでの質疑を許します。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 141ページの塵芥し尿処理費の中の一般廃棄物処理広域化基本計画策定業務負担金151万5,000円ですが、業務内容、負担金の根拠、処理施設建設の町負担、建設までのスケジュールについて御説明いただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

まず、委託の業務内容でございます。

1市4町、網走市、斜里町、小清水町、大空町、美幌町で構成しております斜網ブロックの中の一般廃棄物処理に対する基本的な考えを調整及び統合しまして、一般廃棄物の可燃ごみ等の適正な処理を検討するために、構成市町村のそれぞれの基本計画等を踏まえた中、ごみ処理発生量及び処理量の見込み、ごみの排出抑制のための方策に関する事項などを整理し、圏域斜網ブロックとして一般廃棄物処理広域化基本計画を策定する内容となっております。

負担金につきましては、現在推計のそれぞれの構成市町村のごみ排出量を基に計算してございます。現在のところ、美幌町は割合では31%ということで負担金の計算をさせていただいているところです。

また、建設までのスケジュールでございます。令和4年度に広域の基本計画、基本構想の策定、地下水の利用検討業務、それぞれの委託業務を広域として発注します。

その後、令和5年度に循環型社会形成推進地域計画の策定の業務を発注し、地域計画書を作成して、環境省、北海道へ提出する予定となっております。令和6年度になりまして、整備計画、実施計画の策定業

務を発注し、令和7年度に建設工事の発注、令和8年、9年度で建設工事をしまして、令和10年度に中間処理施設の供用開始を予定しているという現段階でのスケジュールでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） この事業につきましては、今説明のとおり、6年かけて建設工事まで一応行うということです。

2点あるのですが、これは概算の事業費ですけれども、施設自体は99億2,000万円という高額な費用がかかるということで、美幌町は、ごみの推計量31%で31億1,500万円ということですが、実際に負担する財源確保は今後どのような見通しがあるのかということと、今、31%という推計したごみの量で計算されておりますけれども、実際に設計が固まって入札した後には工事費が確定した場合、実際の負担というのは、さらにごみの量についてどこかの時点で調べて負担割合が決まるということだと思っておりますが、それはいつ頃のごみの量によって負担割合を決めるのか、その辺の見通しが分かれば教えていただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） まず、財源のお話があったかと思いません。

現段階では、環境省の交付金で対象部分につきましては3分の1、残った部分につきましては、網走市以外の町では過疎債適用ということがございますので、その分の適用ができるのではないかという話になっているところでございます。

また、負担割合の決定のお話ですが、現段階はあくまで推計値で、この後、実際の各市町村のごみ質調査の結果が集まることと、実際に中間施設で処理するごみの種類が固まってくるので、この建設工事の前までには確実な割合が決まってくるかと思

います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 財源については環境省の交付金3分の1と過疎債ということで、過疎債は交付税措置がありますね。

負担の関係ですが、今の説明ですと、発注前ですから、令和6年度ぐらいに正式に美幌町の負担割合が確定すると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 今も継続してそれぞれの広域の協議は続けていく中ですけれども、今、議員がおっしゃるように、遅くてもそこまでの間には決まってくるかと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、4款衛生費を終わります。

暫時休憩します。

再開は、11時15分といたします。

午前11時 5分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和4年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

次に、5款労働費、142ページから143ページまでの質疑を許します。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 143ページの労働諸費、季節労働者雇用対策事業委託料1,500万円の詳細内容、対象人員、算定内訳、募集及び通知方法などについて教えてください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

美幌町の季節労働者は、令和2年度で3

56名となっております。

本事業につきましては、季節労働者が所属いたします美幌町勤労者厚生企業組合と有限会社さんけんに委託しております。募集や業務の通知等は各事業者から行っております。

過去3か年の委託実績及び令和4年度の積算内訳につきましては、下記を御参照いただきたいのですが、4月から6月までの春季では、公園、河川、町道等の清掃や、樹木の剪定、伐採を実施し、11月から3月までの冬季では、町立学校や町有施設等の清掃、除排雪、樹木の剪定、伐採等を実施しており、委託料の合計額としましては、平成31年度が1,499万8,393円、令和2年度が1,488万9,027円、令和3年度見込みが1,495万9,170円、令和4年度が1,500万円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） では、もう1点だけ。

この事業ですけれども、企業組合とさんけんの委託割合と、この作業内容、事業内容は今後増える見込みがあるのか、その点だけを伺います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、さんけんと企業組合の委託割合は、現在、手元にございませぬので、後ほどお知らせしたいと思えます。

もう一点は、今後の業務の拡大の見込みという御質問かと思えますけれども、こちらは、現在、行政の役場でも町有施設等、各担当と協議いたしまして、さんけん、厚生企業組合などと協議をしながら、今の業務量の金額のところでは妥当ではないかということでお話もいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 同じく労働諸費の季節労働者雇用対策事業委託料1,500万円について、何点かお伺いします。

最初に、業務委託の内容で、特に業務等を見ていると、町道側溝の清掃が大変な作業だと私は思います。委託料の積算の1時間当たりの単価はどうか、分かれば教えてくださいたいと思います。

もう一点は、現在の委託料の予算額1,500万円は、いつから1,500万円なのか、この2点についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

1点目の1時間の単価でございますけれども、こちらの賃金単価は、国の現業職員給与額を参考としておりまして、1,342円としてございます。

また、いつから1,500万円にされたかということの御質問でございますけれども、申し訳ございません、こちらにも手元に資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

それから、先ほどの高橋議員の御質問の中の企業組合とさんけんの発注割合、委託割合でございますけれども、令和4年度の内訳としましては、企業組合のほうで58.5%、さんけんのほうで41.5%と積算してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） もう一点、お伺いします。

季節労働者は、先ほどの御説明の中で、令和2年度は356名ということで、この委託料を1,500万円で割り返すと、1人当たり4万2,134円という状況になってございます。

高橋議員とダブりますけれども、今後の見通しについて、各原課から聞くと、今のところ妥当な判断だというけれども、実際に内容を私も見てみますと、やはり町道の特に側溝辺りの作業が非常に多く頼まれているという話も聞いてございますので、今後の見通しについて各原課とよく打合せをしながらやっていただきたいと思います。その考え方について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの町道の側溝の部分についての清掃業務量が多いというお話でございますけれども、おっしゃられるように、この側溝自体、恐らく町道全線を計画的にやるとなれば、相当な業務量になろうかと思っております。

そういった雇用対策として行うのがあるのか、建設サイドで事業発注とするほうがあるのか、その辺の業務の効率的な部分と雇用対策と併せて考える必要があると考えてございますので、その辺を原課と各担当と話し合っただけ進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 143ページの労働諸費の貸付金700万円について、勤労者住宅資金の貸付け状況を見ると、平成28年度以降、貸付けがないが、条件や利率等の詳細をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

この制度は、町内で働く勤労者の方で、自己の住宅を建設する方などに対し、その資金の一部を融資するものであります。

対象者としてしましては、現在の職場で1年以上在職しており、今後も引き続き勤務しようとする方、町税を完納している方、

労働金庫の融資条件に該当する方として、記載のとおりであります。なお、公務員は対象者から除くものいたします。

資金の使途としましては、住宅の新築、増改築、リフォームとし、購入に必要な資金であります。リフォームでは、太陽光発電システムを設置する費用にも利用できます。土地つき住宅の購入に必要な資金、その他住宅を取得するのに必要な資金、融資限度額は500万円以内、期間は25年以内であります。

返済方法は、元利均等返済でありまして、融資利率は、現在、年利2.17%の固定金利になりますが、別途保証料が必要となります。

なお、平成22年度以降、新規の貸付けがなく、現在7名の方が返済をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 話は変わりますが、商工会議所が昔やった中小企業者住宅、野崎と稲美にありますけれども、あの住宅はすばらしい制度だったと私は思っていますし、今も割と空き家が少ないのです。仕事をする方が住宅を持つということは、その土地に定着するという大きな要因になると思っています。

そういうことを考えますと、せっかくこういう制度があるのに貸付けがなくなっただけでいっていることに対して、もうちょっと工夫すべきでないかと思っています。

このことを考えますと、労働金庫がいいのか、ここだけでいいのか、貸付け限度額、そして、その利率です。今の低金利の時代に、果たして2.17%というのがいいのか、そういうことを見直すべきでないかなと思っています。

これはいつぐらいにできた制度なのかも含めてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますけれども、まず、いつ頃制定されているかということですが、条例制定が昭和52年でありますので、昭和52年から制度が始まっていると認識しております。

議員がおっしゃられるように、当時、勤労者の町内における定着と労働力の増強を目的にスタートしており、町に中小企業者住宅という制度もあったかと思っておりますけれども、こういった制度を活用して定着をとということでございました。貸付け工夫とか、ろうきんのみかとか、現行の利率をこのままでということでございますけれども、おっしゃられますように、低金利時代でございますので、町内の金融機関でもフラット35では1.43%から1.69%の利率で貸付けを行っております。こういった利率と比べると高いものになってございますので、使うのがなかなか難しいということでございます。

この利率を下げるとなると、令和4年度のろうきんに預託している金額が700万円ですけれども、これをもっと増額しなければならない部分がございます。

また、ほかの自治体ということで、北見市でも預託しており、ほかにも、根室市、士別市、美深町、中川町が預託しております。実施しておりますけれども、やはり、道内でも数が少ないということもございまして、こういった預託を使った貸付けをこのまま継続していくか、もしくは、改善して取り組んでいくかという選択になるかと思っておりますが、今後検討してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 繰り返しになりますが、昭和52年というと、かなり高い金利の時代に、これでも安くという

ことで2.17%なのでしょうけれども、時代もあるので、見直しが必要かなと思います。ですから、扱う金融機関も含めて、もっと行きやすいところとか、今は違うかもしれないかもしれませんが、年収150万円、低い人でも住宅を取得するというのを考えてあげれば、今、若い人が中古住宅を買ってリフォームしてそこに住み続けるといういいサイクルにしていくためにも、時代に合わせた考え方を持っていくべきでないかと考えます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 重ねての答えになりますけれども、もろもろの条件はございますが、大本の貸付け制度そのものと、実際に住宅リフォームの制度も今活用されている方々がいらっしゃいますので、総合的に考えてまいりたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、5款労働費を終わります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、144ページから153ページまでの質疑を許します。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 145ページの農業振興事業、砂糖消費拡大PR事業140万7,000円につきまして、事業の内容と積算根拠を、特に全世帯を対象としなかった理由についてお伺ひいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

砂糖消費拡大PR事業の内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、お土産や外食産業での消費低迷などが原因で砂糖の消費が落ち込んでいることから、砂糖消費拡大について、イベントで

のPR及び学校給食等で活用することでのPRを行うとするものであります。

積算根拠につきましては、消耗品といたしまして、日甜（株）美幌製糖所様で製造されておりますビート含蜜糖を、5月に予定のプレミアム商品券引換え時の無料配布用として4,000人分、72万5,760円、学校給食用として1年間分86袋、48万2,976円、印刷製本費、こちらはPR用チラシ印刷代になります。6,000枚で19万8,000円となっております。

全世帯を対象としなかった理由でありませぬけれども、今回の事業は、砂糖の消費拡大を図りたいというPRを目的としており、砂糖配布は手段として考えていること、また、新年度事業といたしまして速やかに着手し、PRとしましてイベントでの砂糖配布が効率的かつ効果的と考えることから、全世帯は対象としておりませぬので、御理解をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 当事業については全く賛成の立場ですが、そういう観点からぜひ質問したいのですけれども、PRしたいというのであれば4,000人より大きいほうがいいわけですね。プレミアム商品券をどうぞ買ってください、だから含蜜糖をプレゼントしますということで、プレミアム商品券のPRとしてだったら効果はあると思うのです。でも、砂糖の消費拡大という目的であれば、4,000戸ではなくて全世帯に配ったほうが良いと思うのです。

そして、全世帯を対象としなかった理由の一つ目として、速やかに着手すると。プレミアム商品券の事業はたしか5月の中旬だと思うのですが、全世帯に配るとなると、5月の広報を配るときに自治会をお願いして、これも一緒に配ってくださいと言えば、もっと早く配れます。

2点目のPRとしてイベントでの砂糖配

布ということであれば、プレミアム商品券よりももっと人が集まる和牛まつりで配るということもできると思います。

ですから、全世帯を対象としなかった理由が私は全く理解できないです。本当に砂糖を消費してくださいということで、全世帯にこの含蜜糖を味見してもらって、美幌町は日甜があるから砂糖を消費してくださいというチラシをつけて各世帯に1個配れば、もっともっとPRになると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの件でありますけれども、まずは砂糖消費拡大のPRを行いたいということでありまして、例えば、砂糖の市場構成でいきますと、業務用が全体の約8割強を占めておりまして、一般家庭用の商品が2割弱となっております。

これからの砂糖消費拡大を図る上では、業務用が8割強を占めておりますので、やはり、コロナ禍の先を見据えて、外食産業なりが回復し、皆さんが外へ出て外食したりケーキを買ったりしていただくことで、消費拡大につながるものと考えております。

ただ、当然、一般家庭用としまして、そういうことを皆さんにもぜひ知っていただきたいということから、そのPRをやらせていただきたいということがまず大前提にあります。さらに、そのPRを行う上で、何が効果的、効率的かということを考えてところ、これも何度も申し上げて申し訳ないですけれども、新年度事業ということで、早期着手ということを考えますと、5月にプレミアム商品券の配布がありますので、そこがPRの効果的な一つの場所かと考えておりまして、今回はそのような形で整理させていただいております。

今後に向けましても、このようなPRについては、国なり、オホーツク総合振興局、ホクレンでもやっております、そ

らも含めて連携しながら消費拡大のPRをしていきたいと考えておりますので、御理解を願えればなと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） この事業自体は理解しております。

目的を達成する手段として、なぜプレミアム商品券のときに配るのか、もっと方法があるでしょうということを言いたいのです。

単価が168円で4,000人分ということで72万5,000円を計上していますが、各世帯に配れば1万戸ですから、確かに予算自体は80万円から90万円増えると思います。しかし、予算が2倍になってもPR効果は4倍、5倍になるとは思いません。全世帯に配ったほうがです。なぜプレミアム商品券と一緒に配るのかよく理解できません。全世帯に配ったほうが、美幌町で日甜は、砂糖のほかにも含蜜糖もあります、砂糖もつくっています、皆さん家庭でどんどん砂糖を使ってください、外食してください、もっとPRになると思うのです。私の言い方は間違っているのでしょうか。そのほうが消費拡大になると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） ただいまの議員の御指摘のように、全世帯ということも一つかと思っております。

ただ、今回、その理由につきましては、ただいま農林政策課長が申し上げましたとおり、あくまでもPRが目的で、まずはこの現状を知っていただきたいということで、新年度の着手できる最初のイベントということで、プレミアム商品券のほうで実施することを考えさせていただきました。

また、てん菜につきましては、本町にとっては輪作体系を図る上で欠かすことのできない作物でございます。日甜美幌製糖所があり、機械をはじめ、運送、運輸などの

関連産業にも大きく影響を与える作物でありますので、ただいま課長が申し上げましたとおり、ホクレン、あるいは国、農林水産省でも、砂糖の消費拡大ということで、ありが糖運動を実施することとしておりますので、町についても、それらの運動、また、北海道てん菜振興自治体連絡協議会にも加盟していることから、そこと一緒になって消費拡大を展開していきたいと思いません。

今回の事業について、議員のおっしゃることは理解できますけれども、今回はプレミアム商品券で実施をさせていただきたいということで、御理解をいただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） これで最後にいたしますが、PR効果、消費拡大を考えたときに、全世帯に配るよりもプレミアム商品券の事業で配ったほうが効果が大きいと認識したということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの件でありますけれども、何度も同じ説明になって申し訳ないのですが、基本的には、今回はあくまでもPRを主眼に置いております。配布については、PRということでまち中でもいろいろなPR事業をやっています、いろいろなPRグッズを配ったりしているということがあるかもしれませんが、町としましては、今回の事業については、本当にPRが目的でありまして、砂糖配布が目的ではないということで考えた事業でありますので、その辺を御理解願えればと思います。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 戸澤議員がしっかり言っていたので、私はそんなに強く言うつもりもなかったのですが、私としても、プレミアム商品券で配布する

というのがちょっと引っかけます。プレミアム商品券を購入していただいた人にPRをして、その方々がまた消費をしてくれるのか。この4,000人というのは、9,000戸のうちの半分ということで、ちょっと物足りないと思います。

それから、補正予算のときに牛乳券を配布したと思うのですが、そのときのように、JAや実需者の農家などを巻き込んで消費拡大をやっていたほうがいいのではないかという気持ちがありますし、現実的に令和4年度以降のビート、てん菜の耕作面積は非常に厳しいものになっています。その辺で、もっともっと拡大していただきたいと思いません。金額的にはありがたいことですが、もっと考えていただきたいという点と、どうしてもプレミアム商品券というのが引っかけます。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） プレミアム商品券の引換え時の配布ということですが、あくまでもプレミアム商品券にプラスするという部分とは切り離して、イベントでPRしたいという考えを持っており、その中の一つとして、5月の新年度事業の始まる部分、直近のイベントということで、イベントと言っているのかどうかというところはありますが、たくさんの住民が来場されるということでのPR効果を考えまして、今回は5月のプレミアム商品券引換え時と考えさせていただいておりますので、御理解を願えればと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 147ページの農業振興費、農作物獣害対策事業補助金250万6,000円について、詳細内訳及び過去5年間の被害状況を教えてください。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

積算内訳でありますけれども、有害鳥獣奨励金として、エゾシカの駆除600頭、1頭当たり奨励金が4,000円で、240万円となっております。

なお、1頭当たりの奨励金は、昨年度まで3,000円でありましたが、捕獲を促すため、他自治体の奨励金の額を参考に1,000円の引上げを行っております。

次に、ハンター事故対策費としまして、ハンター保険料40名分、1人当たり5,270円の半分をJAびほろ様が負担していただけることになっておりますので、残りの半分10万5,400円を計上したものであります。こちらは、町長から任命しております美幌町鳥獣被害対策実施隊に対する保険料になります。

駆除の実績等につきましては、回答書に記載の表のとおりとなっておりますので、御確認を願えればと思います。

なお、令和3年度の畑被害面積、被害金額につきましては集計中でありますので、御了承願えればと思います。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 内容は分かりました。

令和2年は、捕獲が半分近く、被害面積が非常に高くなっています。これは、コロナ禍が原因かと想像するのですが、この理由と、エゾシカ1頭当たり4,000円という単価についてです。これは銃器でやるのだと思いますけれども、出てきた目の前のものを撃つ、1時間くらいで処理できるのであれば、この単価でいいと思うのですけれども、実際にこの金額で要請してできるのかという思いがありますし、そのほかに経費的なものを出しているのかという思いでいます。

被害面積と被害金額は分かりましたが、畑被害の作物種類及び被害の地区が分かれば教えていただきたいです。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） 令和2年の捕獲頭数が減っている関係ですが、捕獲の仕方等を一部変えたところもありまして、捕獲数が減っています。

あとは、先ほど議員がおっしゃられました出動の部分で、通常は2人1組で常に回っていらっしゃるのですけれども、出動回数の減少等もあって減っている状況です。

単価につきましては、町から出す金額については4,000円となっておりますけれども、これプラス、JAから同額の4,000円が支出される予定となっておりますので、合わせて8,000円です。あとは、国からの交付金もありまして、1頭当たり6,400円がさらにプラスされることになっておりますので、この4,000円だけではないということで御理解願えればと思います。

また、被害の内容ですけれども、面積的には今は分からないのですが、てん菜、バレイショ、小麦が被害に遭っていることが確認できております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 高橋議員の質問で分かりました。

ハンターの従事者というのは、平均すると毎年16名ぐらい出動しているのですけれども、保険の登録は40名ということで、要請したときに半分以下しか出動できないというのは、免許を持った方の都合で、仕事があつたりしてできないのか。出勤率が低いと思ったのですけれども、その辺の要因について御説明いただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問でありますけれども、町から任命しております美幌町鳥獣被害対策実施隊は約40名弱いらっしゃいます。この方に



駆除を行っていただくのですけれども、当然、中には仕事をされている方がいらしたり、農業の方もいたりしまして、仕事の都合上、要請しても常に出ただけのわけではありませんので、実際に駆除に出ただいたのが平均すると十数名となっております。

こちらは皆さんにお願いしているのですけれども、主な理由としては仕事の都合です。また、ハンターの高齢化が進んできているということで、免許は持っているけれども、今の状況では厳しいという方も中にはいらっしゃると思いますので、実際の従事者数については十数人となっているということで、御理解願えればと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 従事の状況は分かりましたし、仕事を持っている方が出られないということも分かりました。

一方で、免許保有者が高齢化しているとかということで、今後も農作物の被害はそう簡単には抑制できないと思うのです。そういった面で、いわゆるハンターの養成で、特に今の5割以下のハンターの従事状況を見ていったときに、この先、人材確保という面で対策のようなことが必要かと思うのですけれども、もし考え方があればお願いします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの件ですけれども、確かに議員がおっしゃるとおり、ハンター、担い手の育成については考えるべき検討課題と認識しております。

今後につきましては、美幌の猟友会にお願いしているのですけれども、猟友会でも高齢化が一部はあるのですが、30代の若い方も入ってきていますので、そういうことも鑑みながら、これからどのような対策をしていけばいいのかということで、さらに検討したいと思っております。

また、当然、駆除をしなくてはいけないのですけれども、いろいろな自衛策も含めて関係機関とお話をしながら対策を進めていければと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 149ページ、農業振興費、農村ツーリズム推進業務委託26万4,000円の詳細内容及び事業の計画、進捗状況、今後の取組について伺います。

○議長（大原 昇君） みらい農業課長。

○みらい農業課長（午来 博君） 御答弁いたします。

まず、委託料の関係についてでございますけれども、農村ツーリズム推進事業を円滑に実施するため、一部業務を美幌観光物産協会へ委託しようとするものです。

主な委託業務の内容でございますが、教育旅行受入れに関する業務、教育旅行受入れ事業拡大を図るため、受入れ農家の推進及び誘客に関する業務、教育旅行受入れ事業のオホーツク管内広域連携の推進に関する業務、その他の推進事業業務となっております。

以上の業務の一部を業務委託することにより、町として農村ツーリズム事業をさらに推進しようとするものでございます。

委託料積算基礎でございますけれども、1名掛ける1日1,097円掛ける20日掛ける12か月で、26万3,280円となっております。

続きまして、受入れ実績、受入れ計画でございます。

令和2年、令和3年の状況につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、発注をいただいた中ではありましたが、中止になっている状況がございます。しかし、令和3年度につきましては、大阪府内からの日帰りでの農業体験、1校11名を受け入れた実績が唯一ござい

ます。

令和4年度の予定につきましては、未定となっております。

続きまして、令和4年度の取組でございます。

受入先推進といたしまして、現在の受入れ協力農家との連携強化及び新規受入先の拡大推進を図っていきたいと考えております。

誘客活動につきましては、教育旅行相談会へ出席し、旅行会社、学校との商談を実施するとともに、オホーツク総合振興局の協力を得て、管内7団体合同による旅行会社とのオンライン商談会を開催する予定です。

広域連携化といたしましては、津別町や根室管内との連携により、広域連携体制を構築し、さらなる事業拡大を図ることとでございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 農村ツーリズムは、大変苦勞していただいているということが身にしみて分かっているつもりであります。この事業は、農村ツーリズムということで、観光の響きが強いのですけれども、将来の就農を秘めたということで、生徒、学生を受け入れる事業としては大変有意義な事業だと思っております。それにしは、予算的にも随分脆弱かなという感じを持っております。

その中で、現在、農家に全面協力いただいているということですが、全町的にこの事業をやろうとするのであれば、町場の一般家庭にもお願いをして、生徒を受け入れる、世話してもらおうという意味で、そういう地区もあると聞いたこともありますので、将来、そちらに向けても考えていつてはどうかと思います。その対応について、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） みらい農業課長。

○みらい農業課長（午来 博君） 御質問にお答え申し上げます。

高橋議員のおっしゃるとおり、全道各地の中では、一般農業者、漁業者、林業者の方の受入先にかかわらず、町場の方の御協力もいただいて受入れしているという状況で、先進地は長沼町等がございます。

その中では、昼間は農業体験や漁業体験等の1次産業の体験をしていただいて、夜のいわゆる民泊先として町場の力をお借りする状況があります。議員がおっしゃられるとおり、この事業拡大には受入先拡大が必要不可欠でございますので、その辺は将来に向けて町場の方の協力ということも今後検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 151ページ的美幌峠牧場預託牛管理業務委託料184万2,000円について、令和元年度から3年度までの実績をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

美幌峠牧場への預託の実績ということで、令和元年度から3年度までの受託実績ですが、実績はないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） これは、美幌が受け入れて、民間業者に貸してあるところに預けてというような形だったと思うのです。私はそう理解しているのですけれども、この3年間、実績がないということで、これはどういうことなのかと考えています。

例えば、実績がないことで困っている人はいないのか、これに代わるものとしてど

ういうことをやっているのかということをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） こちらの預託牛の管理につきましては、町の町営牧場ということで管理をお願いしている会社にも、もし預託があれば、今、峠牧場がやっております民間の業者に委託して実施するというものになっております。

こちらは、今、日並牧場というJAが管理している牧場がありますので、美幌の牛を預けるという場合は、大体はそちらに放牧等で全て流れておりまして、まちのほうには来ていないので、こういう実績となっております。

特に、町営牧場に入れないことに対して何か不都合があるかということ、現在、そういう話は聞いてはいない状況です。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでもこのように予算をつけてあるということですが、今後、いろいろ環境を考えて見直すことも考えているのかどうか、お知らせください。

○農林政策課長（田中三智雄君） 農林政策課長。

○議長（大原 昇君） 当初、町営牧場をやっていたときは、国からの補助を受けていろいろと整備した関係があります。

町営牧場としては、取りあえず補助金が入っている部分で維持しなくてはならないということがあり、現在は、もし入ってきたら民間に委託して、継続して事業を実施する形にしている状況です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 153ページのみどりの村管理運営委託料182万2,000円に関わって、農産加工実習室の過去3か年の利用状況と特徴、また、大分古くなっ

てきておりますが、農産加工分野の町民からの要望は出ているのでしょうか、伺います。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

美幌みどりの村農産加工実習室の過去3か年の利用状況でありますけれども、回答書に記載の表のとおりとなっておりますので、御確認を願えればと思います。

特徴としましては、令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの影響によりまして、例年より利用者が少ない状況になっておりますけれども、地元の団体などを中心に利用していただいているほか、パンづくりやお菓子づくりなどの講習会も開催いたしまして、皆様に楽しみながら利用していただいているところであります。

農産加工分野の拡大への要望についてでありますけれども、利用者アンケートでは具体的な加工分野への拡大要望というのは寄せられておりませんが、現在の加工機械は平成3年のオープン当初から利用しているものが多くて、整備、修繕を行いながら利用している状況でありますけれども、今後は機械更新が課題であると考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私の記憶では、ぼっぼ屋などで売られているおかず味噌も、多分、ここが発祥だったと思っています。

私も、美幌町を紹介するというので、お土産などには結構活用しています。しかし、現状の利用の中では、網走市が呼人に開設している加工場や、大空町の東藻琴に開設している加工場を利用する町民の方がそれなりにいます。ただ、利用されてはいるけれども、決して十分な満足は得られていないというのも実態です。

美幌町の豊富な農産品、あるいは、様々

な角度から、町民が地元の農産加工室を使ってという思いは、直接は来ていないようですけれども、その施設を使っているということです。潜在的な利用ニーズはある、あるいは、農産加工室をベースにしてお土産もつくられているということで言えば、現状の器というのか、今後とも機械レベルで考えるということではなくて、将来的に地元の農産加工が十分引き受けられますというような可能性を持った改修が求められているのではないかと思います。

そういう点で、展望を持った改修に踏み込むべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） ただいま課長が御答弁申し上げましたとおり、現在の機器は16種類ございまして、平成3年のオープン当初から使っているものが多く、修繕を繰り返しながら現在利用しているのが実態であり、機器更新は課題の一つであると考えております。

しかしながら、大江議員がおっしゃるとおり、町産品を利用して付加価値を高めていくような特産品をつくる機械を導入していくことになると、やはり高額な機器もございまして、費用も相当かかると考えておりますので、今後も、長期的に考えるのと、現在利用されている方の要望、あるいは必要性、利用頻度などを十分に検討する中で、今後、機器更新については検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私の知っている人が東藻琴村の加工施設を利用しているので、理由を聞いたら、農産加工室では加工できないのだということから、私も目を向けているのです。

そういう点では、これからの展望として、従来機種を更新ではなくて、様々な角

度から、まちおこしという側面も含めて、ぜひ将来を見据えて御検討をいただきたいと思います。これは、今、直ちにと言うつもりはありませんが、ぜひそういう側面で見たいと思います。

わざわざ町民がよその町に行かなければ加工ができないという町で十分だとは思いませんので、そういう意味で御検討いただきたいということを申し上げておきます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、1項農業費を終わります。

暫時休憩します。

再開は、13時25分といたします。

午後 0時10分 休憩

---

午後 1時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和4年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

次に、2項林業費、152ページから159ページまでの質疑を許します。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 153ページ、林業総務費、有害鳥獣対策事業150万1,000円の駆除内容及び過去3年間の駆除実績について、また、駆除効果について報告をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

駆除内容及び過去3か年の駆除実績についてであります。回答書に記載の表のとおりとなっておりますので、御確認を願えればと思います。

なお、参考に農業被害面積を記載しておりますけれども、令和3年度は集計中でありまして、御了承を願えればと思います。

駆除効果についてであります。駆除数は減少傾向で、農業被害面積は増加傾向となっておりますけれども、北海道猟友会美幌支部様の御協力を得ながら被害防止に努めているところであり、関係機関と連携も図り、現状分析をして、さらなる被害防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） この被害状況というか、この被害面積は分るのでけれども、農業被害面積ということは、金額も出て当然かと思うのですが、農業被害金額算定評価しているのであれば、その辺もお願いいたします。

また、この中で、カラスについて結構な数が毎年駆除されているようですけれども、美幌町全体におけるカラスの総数を把握しているのか。この報告によると実数の減数は順調には来ておらず、懸念されている状況ではありますが、町場においては相当数のカラスが特に夕方にかけて飛来しているということで、相当のふん被害、また、人的被害もかなり懸念される状況になっているわけですが、その辺の状況も踏まえて、特にカラスの現在の状況を教えていただきたいです。

それから、ヒグマなのですが、近年、各地区、北海道全体で頻繁に出ているわけですが、美幌町では令和3年で捕獲が9頭とあります。

そこで、近年の状態として、どの程度の被害があるのか。人的被害は、報告されていないからないと思うのですが、農業被害においてもどのような被害状況なのか、近年の出没状況について分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） まず、カラスの関係ですが、町内なりこの近辺なりにいる総数については、申し訳な

いですが、把握できている数字はございません。

被害金額ですけれども、令和3年につきましては集計中となっております。令和2年で申しますと、カラスにつきましては253万3,000円、キジバトにつきましては91万3,000円、ドバトにつきましては91万2,000円、ユキウサギにつきましては256万1,000円、ヒグマにつきましては241万1,000円です。

また、令和元年の被害ですけれども、カラスが253万円、キジバトが77万円、ドバトが同じく77万円、ユキウサギが213万3,000円、ヒグマが200万円という結果となっております。

ヒグマの関係ですが、こちらの駆除頭数を見てお分かりかと思いますが、令和3年につきましては9頭ということで、確かに過去から比べると多いという数字でした。また、件数的には、今、手元に資料がありませんけれども、出没も確かに増えております。

対応としては、議員がおっしゃったとおり、今のところ、市街地、まち中には出しておらず、農村地区の畑のほうに出ていることが多いですが、農家の方にも御協力をいただいで、自衛手段を取っていただいたり、協力して被害防止のために活動しているところですが、実際に美幌町内のヒグマの総数はどの程度か、把握ができていませんので、被害防止については、猟友会の駆除も含めて、自衛ということで農家の協力も得ながら進めていきたいと考えております。

また、まち中に出てきたものの対応につきましては、道の計画が新年度で更新になるようですので、その計画も見ながら、今後、町としての対応の部分で連携していける関係機関等を含めて進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 私からは、155ページ、林業総務費の中の遊具等作製委託料ですが、現在、コロナで遊具が使えなくなっている状況の中で作製に期待をしたいところですが、いつ頃から利用できるようになるのか、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

遊具等作製委託料につきましては、きてらすに配置する遊具になりますけれども、現在、きてらすでは、新型コロナウイルス感染防止のため、口に入る可能性のある積み木やオセロ、おままごとセットなどのおもちゃは使用を中止しております。使用再開につきましては、感染状況を見ながら検討することとしております。

令和4年度に作製の遊具につきましては、木馬が2台と木の玉ウォール1台ということで、作製に当たっては、業者と調整をしながら、早期に作製できるように進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、木馬と木の玉ウォールのイメージにつきましては、10ページの別添資料のとおりとなります。

木の玉ウォールでありますけれども、こちらは壁に木の玉を送り出すリフトを取り付けまして、固定されたコース、あとは、自由にレイアウトできるコースと、その2か所を木の玉が移動するというものになっておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） すごく期待をしていたのですが、右の木工遊具は、木馬の形をしたのが2台、木の玉ウォールというのは、こういう遊具だと何人かが行って遊ぶのには非常に数が少ないなと思えます。

たまたま今はコロナ禍なので、オセロだとかままごとセットが使えないということでもありますけれども、せっかくこういうふうに製作するのであれば、もう少し遊具の数を増やしてもいいのではないかと、たまたま今回はコロナということもありますが、これからだっという状況になるか分からないということを考えれば、もう少し人数が集まっても遊べるようなおもちゃが必要ではないかと思えますが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） 今回作製しようとしている遊具につきましては、過去に利用者の方にアンケートを取らせていただきまして、その中で、例えば木の玉を使ったようなものが何かできないですかという要望がありまして、それを基にしてこのような遊具を作製しようと考えました。利用者の御希望に沿うような形で作るにはしているのですが、確かに数的には人数がちょっと制限されるような使い方になる部分があるかもしれませんが、なるべく皆さんの御希望に沿った遊具を作製して、楽しんでいただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 希望者の意見を反映させることはもちろん大事だと思うのですが、例えば、たくさんの子供たちが一気に行って遊ぶということはないでしょうけれども、あそこは最低でも10人くらいは遊べる環境が整っていると思えますので、小さな子が行っても遊べるように遊具の数を極力増やしていただくと、もう少し美幌の子供たちが行って遊べる状況ができるかと思えます。そこら辺のことも十分検討していただいて、今後取り組んでいただけるよう期待をいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいま坂田議員から御意見をいただきましたが、スペース的な問題や今は使用禁止にしている遊具等もありますので、きてらすのスペース全体のことも考えながら、今後どういうふうに使っていけば皆さんに一番楽しんでいただけるかということを考えながら進めていければと思っています。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 157ページです。

林業振興費の民有林振興対策事業、積立金4,223万5,000円について、森林環境譲与税基金の令和4年度予算及び過去3年間の充当事業と金額についてお伺ひいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

森林環境譲与税基金の令和4年度予算及び過去3か年の充当事業と金額についてですが、別添資料の12ページのとおりとなっております。森林整備の施策等に充当となっておりますので、御確認を願えればと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 1点だけお伺ひいたします。

今、田中課長から御答弁がありましたけれども、表のとおり、別添資料では、平成31年から森林環境譲与税を創設して、美幌町においても令和4年度末までに合計で1億2,327万2,000円の譲与税が来ているところであります。

過去の実績を見ると、森林環境整備事業補助金が主な状況となっていましたがけれども、今年度初めて森林の担い手支援等補助

金を創設、これは非常にいいことだと思ひます。

今後について具体的にお聞きしたいのですが、森林環境整備事業補助金ばかりではなくて、基金残高も令和4年度末に3,500万円あるということで、林業の担い手育成確保対策事業や普及活動に譲与税をもっと活用すべきと考えますが、今後の考え方について御説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいま馬場議員から御指摘がありましたとおり、今、林業も担い手がなかなかいない状況が見られるということで、今回、森林の担い手支援等補助金を創設させていただくのですけれども、今後につきましても、どのような形で担い手を確保していくかということがありますので、補助金も含めて、その対策については、これもいろいろな関係機関と協議しながら、担い手をなるべくたくさん確保できるような形で進めていければと考えております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ぜひ関係機関と打合せをしながら、十分に対応していただきたいと思ひます。

それでは次に、同じく157ページの町有林管理費、町有林造林事業、機械器具2,007万8,000円について、積算内訳について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの御質問に対する回答になります。

積算内訳でありますけれども、充電式インパクトドライバー1台7万7,110円、町有林作業用油圧ショベル、中古による更新で2,000万円となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番(馬場博美君) 今の課長の説明については、たしか所管の委員会でも説明を伺ったところですけども、再度お伺いします。

この町有林の油圧ショベル、中古の2,000万円について、具体的に見積りの根拠、例えば、何年式を想定しているのか、どのような形式をしているのか、伺いたいと思います。

○議長(大原 昇君) 農林政策課長。

○農林政策課長(田中三智雄君) 現在、中古ショベルということで予定しているのは、これという年式を特定しているのではありません。ただ、仕様につきましては、林業用ということで、グループ用の油圧配管があるもの、附属でグループ、バケット、ウインチがついているもの、操縦席等に林業用のガードが設置されているもの、あとは、クラス的には14トンクラスがいいかなと考えております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長(大原 昇君) 13番馬場博美さん。

○13番(馬場博美君) 前回の説明を受けたときもそうなのですが、例えば、今、田中課長の説明の中で、そういった機種が見つからない、あるいは、今回更新するに当たっても、例えば壊れた場合は大きな修繕費がかかるということですので、この2,000万円の中では見つからない、見つかったとしても本当に中古を入れることがどうなのかということが疑問点になりますけれども、購入のための予算を計上するに当たって、新規で購入した場合も考えたのかどうか、お尋ねします。

○議長(大原 昇君) 農林政策課長。

○農林政策課長(田中三智雄君) 新規についても検討はさせていただいたのですが、新規の見積りを2か所から取ったところ、両方とも3,000万円をちょっと超える見積りが出てきまして、この金額ではちょっと厳しいかなと考えました。

去年は、今も使っている古いグループ油圧ショベルが壊れたときに、中古のものを探したのですが、中古のものもあります。もちろん、よくないものもありまして、その辺は中古だとなかなか難しいです。業者をお願いして見てもらったりして、いいものがあるという情報もありますが、新品ですと高額になります。中古でも高額ですけども、今後の使用状況も含めて中古で対応できればということで、今回、中古の予算を計上させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長(大原 昇君) 13番馬場博美さん。

○13番(馬場博美君) 同じく157ページの町有林管理費の森林認証維持審査負担金90万円について、積算内訳と内容の御説明をお願いいたします。

○議長(大原 昇君) 農林政策課長。

○農林政策課長(田中三智雄君) ただいまの御質問に対する回答になります。

森林認証の内容についてですけども、森林認証は、環境に配慮し、適正な森林管理が行われているか、また、認証を取得した森林から生産された木材、木材製品にロゴマークをつけ、消費者に正しく届けられているかなど、世界基準に基づきまして、第三者機関が審査し、証明する制度となっております。

この認証を取得した森林につきましては、5年ごとに更新審査、その更新まで毎年の維持審査を受けなければなりません。当町におきましては平成17年度に認証を取得しており、令和4年度は維持審査ということになります。

積算内訳につきましては、回答書に記載のとおりでありますので、御確認を願えればと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長(大原 昇君) 13番馬場博美さん。

○13番(馬場博美君) 美幌町内にある



町有林あるいは民有林をまとめて美幌町が5年に一度申請をするのかということと、例えば、民有林であれば、具体的にどここの民有林だということが分かれば教えていただきたいと思います。その2点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） ただいまの件ですけれども、一般の所有者と会社と美幌町ということで、そちらの持っているもので森林認証を受けている森林があります。

美幌町は、F S Cを受けた一般所有者の山林について管理をしています。管理というのは、個別にどう木を切るかとか、間伐するかとか、草刈りをするかとか、そういう管理ではなくて、見回りをして、ちゃんと整備されているかという状況の管理だけですけれども、美幌町は一般所有者を管理し、美幌町がまとめてF S Cの森林認証を受ける形になります。

現在、一般の方は三十数人いらっしゃいまして、その方の個別の情報はお教えできないのですけれども、三十数人の一般所有者と1事業所と町ということで森林認証を受けた山林を所有しております。

審査については、個人は受けないのですけれども、町と1事業所がグループ認証として審査を受ける形になっております。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今御説明のあった1事業所というのは、森林組合も含まれているという考え方でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（田中三智雄君） その一つの事業所というのは、森林組合ではございません。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、6款農林

水産業費を終わります。

次に、7款、160ページから167ページまでの質疑を許します。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 161ページ、商工業振興費、新型コロナウイルス対策事業者支援金3,000万円について、積算内訳と内容の御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

事業概要としましては、本年1月、第6波の新型コロナウイルス感染症が急拡大し、深刻な影響が出ております事業者を支援するために支援金を給付するものであります。

交付対象者であります、中小企業者で下記（1）から（3）に該当する者としております。

対象業種は、全業種といたします。ただし、主として町から指定管理の委託業務等を受託している事業者は除くものといたします。

売上げ減少率につきましては、令和4年1月から3月までの3か月間の合計売上げが前年またはコロナの影響が生じる以前の年の同期間比で20%以上減少しているものとしておりますが、大半の方は令和2年1月から3月までの3か月間の合計売上げとの比較になると考えております。

なお、売上金につきましては、原則、国、北海道、美幌町からのコロナ対策支援金は含めないものといたします。

その他としまして、①から⑦までの全てに該当することとしており、支援金の額につきましては、町内に勤務する従業員の数に応じて支給することとし、従業員は年間給与支払額80万円を超えるものを1人といたします。

支援金の区分としましては、従業員数がない場合は10万円、2人以下の場合は20万円、3人以上の場合は30万円といた

します。

なお、役員及び個人事業主は従業員に含めませんが、家族経営の場合など、役員であっても従業員とみなすことができる場合は、従業員数に含めるものといたします。

予算規模としましては、従業員なしを50社、従業員2人以下を50社、従業員3人以上50社の合計150社を見込み、3,000万円を計上するものであります。

申し訳ございません。

先ほど、5款労働費の中で、馬場議員から、季節労働者雇用対策事業委託料で1,500万円になったのはいつかという御質問がありましたけれども、こちらは、当初予算の段階では平成23年度に初めて1,500万円を計上させていただいております。それで、補正を平成20年度と21年度にしております、平成20年度について、補正後の予算額が1,500万円になったと記録されております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今御説明があった中で、これは令和2年から3年度においても事業継続されている中での考え方ですが、従業員の支援金について、今御説明があった10万円から30万円になっていまずけれども、過去の金額と全く同様の金額となっている状況です。

今現在の状況、まん延防止等を含めて、長引く新型コロナウイルスの関係で、特に町内の事業所においては大変影響が大きいと思います。

支援金の額について、令和4年度も同じ金額ということですがけれども、商工会議所や関係団体と協議された金額なのか、また、支援金の現在の額ではどうなのかを含めて、いわゆる算出根拠を含めて伺いたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でありますけれども、商工会議所と協議をさせていただきまして、当初の新年度予算の編成の段階で、昨年の12月におきましては、実はこちらの事業者支援金の計上は予定してございませんでした。

年が明けて、本年に入りまして、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金が町に交付される予定もあり、こちらの交付金を活用させていただき、令和4年度におきましても、事業者支援金の制度を計上させていただきたいという考えも内部ではありました。その辺は、商工会議所さんともお話をさせていただき、商工会議所さんとしましても、最終的には要望書という形もあり、今回の令和3年度、2回実施してきましたこの制度を同制度ということで要望と協議をさせていただきながら、今回、令和4年度に計上させていただいたところでございます。

それから、現在の10万円から30万円の額の根拠につきましては、令和3年度実施の際に、第1回目の支援金を5月から支給する準備ということで、昨年の1月から3月まで、その期間の減少に対する支援金ということで額を決めさせていただきました。商工会議所さんでアンケートもさせていただいてはありましたが、その前の事業者継続支援金の金額も含めて、今回、バランスを取りながら計上させていただきました。

また、北海道のまん延防止措置協力支援金は、北海道が支援金を給付してございます。また、事業者復活支援金は国の直接の支援金になりますけれども、そういったものの対応を国も北海道も特に力を入れてやっているということもありますので、今回は令和3年度と同額の金額ということで、1人当たりの支援金の10万円から30万円を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 161ページ、商工業振興費の補助金に関わって御質問をいたします。

質問は3回ということなので、さきに提出していただいておりますデータを基にして質問をしていきたいと思っております。

最初に、補助金のうち、新型コロナウイルス関連6事業の過去の事業実績及び令和4年度の見込みについて、資料をいただいております。

その中で、ナンバー5、事業継続支援金、事業者支援金、事業者支援金と過去3回出されておりました、これは、いずれもコロナによる減収が20%以上の事業者に対して支援をするということで、直前に馬場議員が質問された要綱に従って出されているということであると思っておりますが、過去3回で4,730万円になっており、新年度、令和4年度の予算見込額は3,000万円、合わせて7,730万円という内容になるかと思っております。

馬場議員の求めた資料で申しますと、今回を含めて総額7,730万円の合計4回の支援の対象には、(3)④個人事業主であっても、被扶養者の場合はいずれも対象としませんということで、お客さんが全く減らないということがあれば別ですけれども、扶養、被扶養の関係は、お客さんの減少には関わらないと思うのです。まず、事実関係として、4回とも被扶養の個人事業主は対象外であると読み取れるのですが、確認をいたします。

○議長（大原 昇君） 課長、最初の一つの紙で出したものがあるでしょう。そういうことも踏まえて答弁して、それから、今言われたことに対して、また答弁してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

新型コロナウイルス対策関連6事業の過

去の事業実績及び令和4年度の見込みにつきましては記載のとおりですが、①緊急対策利子等補給事業補助金では、令和3年度補助件数3件に対し、令和4年度は1件を見込んでおります。

②プレミアム商品券発行事業につきましては、令和3年度は3回販売されており、1回目、2回目は、1セット2,000円で3,000円分の商品券を、3回目は2,000円で2,500円分の商品券を購入することができ、本年2月28日現在、3回合計で5万8,570セットを販売しており、1億4,091万円が換金されております。令和4年度は、1セット2,000円で2,500円分の商品券を購入することができ、2万セットを販売し、5,000万円の利用を見込んでおります。

③小規模事業者持続化補助金につきましては、令和3年度は、一般型6件、コロナ型3件の計9件を見込んでおりました、令和4年度は、一般型6件、コロナ型1件、低感染型9件の計16件を見込んでおります。

④商工団体等販売促進支援事業につきましては、令和3年度は5団体に補助しており、令和4年度は8団体を見込んでおります。

事業者支援金につきましては、先ほど大江議員からも御説明がございましたけれども、事業継続支援金では、令和2年10月から3年3月までの期間に売上げが40%以上減少した事業者に対しまして、第1期事業者支援金では、令和3年4月から6月までの期間に売上げが20%以上減少した事業者に対し、また、第2期事業者支援金では、令和3年7月から9月までの期間に売上げが20%以上減少した事業者に対して支援金を支給しており、3支援金を合計しますと、1件当たり10万円を支給する従業員なしの方が93件、1件当たり20万円を支給する2人以下が94件、1件当たり30万円を支給する3人以上が64件

ございまして、合計で251件支給しております。

令和4年度では、令和4年1月から3月までの期間に売上げが20%以上減少した事業者に対しまして、従業員なしが50件、2人以下が50件、3人以上が50件で合計150件を見込んでございます。

先ほどの大江議員の御質問でございますが令和4年度も含めると、4回とも被扶養者の方は対象外にするというところの考え方でございますけれども、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして売上げが減少する事業者の方々に対する支援は、基本的に国と道が担っているということをまず認識してございます。それを補完する制度といたしまして、町では事業収入で生計を営んでいる事業者への支援について事業者支援金を制度化させていただいているものでございます。

道のまん延防止重点措置協力機関である本年1月から3月までの期間が事業者支援金の対象期間でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被扶養者が個人事業主として飲食店などを経営いたしまして、営業休止ですとか時短営業等の受給要件を満たした場合、道のまん延防止重点措置協力支援金とか国の事業復活支援金で給付を受けることが可能となっております。

町としましては、限られた財源の有効な活用に留意しながら、商工会議所と協議を重ねまして、事業収入で生計を営んでいる個人事業主への支援が肝要であると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 確認できましたのは、美幌町については、新年度予算を含めて4回、コロナに伴い減収した事業者に対して支援金を出すことになってはいますが、いずれも個人事業主が開業するに当たって

被扶養を条件とすれば、国は、所得税法上も優遇措置を取り、あるいは社会保険上も優遇措置を取って、積極的に開業などをしてほしいと、社会の要請がそういう優遇措置の土台になっています。しかし、美幌町は、それを理由にして支援をしないという制度設計になっています。

私は、国や道が支援するのが基本だという担当部の御見解をいただきましたが、管内では、北見市、網走市、紋別市が自治体独自で支援金を出しています。それから、道内の主な市である札幌、旭川、函館、これも聞き取りを行いました。独自に支援金を出しています。支援するのが主体だろうという御意見ですが、国、道、管内の3市、道内の主な3市、私の調査した限りは、どこも個人事業主が被扶養者であることを理由にして対象外とは一切していません。

幾つかの町の担当者にお考えを聞きましたが、一つは、被扶養であれ何であれ、売上げの減少で大変なので制度設計をしているのであって、配偶者の税法上の支援を受けているかというのは一切考慮する必要がないという見解です。道の担当者にもお聞きしましたが、同じものです。多分、全国的に同じ見解なのだろうと思うのですが、開業届も提出して、年度末には税法上の確定申告も行って、被扶養を外れるような条件にいずれなったら自立していくのだと思うのですけれども、開業を容易にする制度が、コロナの減収という側面では、唯一、美幌町においては収入源があっても町の支援は受けられないという制度設計になっているのです。

そこで、第2回目の質問は、国も、道も、主な市など、全部調査できていないので、私の調査をした範囲では、ことごとく非適用の条件にしていないのに、美幌町では排除するということですが、もう一度、明確な理由をお示しください。だからしないのだと。事業継続支援金がスタートです

よね。では、個人事業主で被扶養となっているその店は継続しなくてもいいのだというのが美幌町の見解となるので、誤解を招かないように明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

被扶養者に適用しないということの条件を明らかにしなさいという御質問であろうかと思いますが、繰り返しになりますが、この制度は、主たる生計者に対して御支援させていただくというところがまず1点でございます。

誤解のないようにということですが、例えば、被扶養者の方でも、雇用主の方であって、雇用されている方々がいらっしゃる場合は、被扶養者でもこの支援金の対象とさせていただいております。

もう一点は、被扶養者の方で、基本的には、令和2年度の町民税の扶養になっているかどうか、被扶養者かどうかというところだったのですけれども、もしくは、事業者継続支援金で言うと、令和元年度の住民税の被扶養かどうかを確認というところですが、例えば、被扶養者の方が扶養から外れる場合とか、今回で言えば、昨年分の収入のほうがあって被扶養から外れる場合については、今回の令和4年度の支援金について対応していく考えでございます。

そういったことも踏まえまして、事業収入で生計を営んでいる事業者への支援が肝要であるということですので、生活に苦慮している方につきましては、国の支援金の御利用や町の制度でも、税金とか保険料の部分とかいろいろな措置がありますので、支援金だけではなくて、もしお困りでありましたら、商工会議所で受付はしておりますけれども、町にも御相談いただいて、様々なお話をお伺いさせていただきたいと考えてございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 3回の制限の中でしか質問できませんので、これが最後になります。

今までの御答弁は、スタートは、多くの共働きをやっていこうという方々が一般的に使うのは、配偶者が他の収入があれば配偶者控除を受けられる、あるいは、年金も、新しい事業をやろうとする人が独自で年金の掛金を払わなくても済むので、一般的には被扶養の個人事業主からスタートするのです。だから、開業に当たっては、共働きの場合は大体はそういう制度からスタートするというところで、社会的にも、国策としても、だから優遇措置を取っている。

この制度を利用してお店を開いている方々に対して、国も、都道府県も、主な市町村も、コロナ禍で売上げが減少している事業主に対して支援する制度から除外していないのです。ただし、美幌町については除外するという制度設計になっているのを私は絶対に放置できないです。この町の名誉に関わると思っています。

美幌町は毎年人口が減って、ついに過疎地の指定を受けているのです。空き家も空き店舗も、大通などではシャッター街という状況にもなっていて、何としても町の活性を取り戻したいというのは誰も同じ思いではないですか。だから、空き店舗を活用してくださいと。企業とかが事業を起こそうとしたら町が補助金を出しますよということで補助制度も出しているのです。

しかし、見事にコロナで売上げが落ちて事業が継続できないおそれがあるので、町の支援金を過去3回、新しい年度でプラス1回の4回にわたって、7,730万円というお金をつぎ込もうとしているではないですか。なぜ、事業を始めかけている、あるいは、事業を継続してそれほど年数もたっていない方々を含めて、被扶養であるから、そのことで美幌町だけがこんなに特別

な条件が欠けているということについては全然納得がいきません。

私は、いろいろな業者の方々にも聞きました。管内の業者の意見も聞きました。そうしたら、そうかなと思う意見もありました。美幌町は、自衛隊の町でしょうと。旦那さんが自衛隊員で、奥さんが店をやっているというのは結構あるのではないですか。これからも続くのだと思うのですね。できるだけそういう方々が空き家を活用し、空き店舗を活用し、閉まったシャッターを開けてやっていただいて、行く行くはこの町に定着していただくと。そういう町だからこそ、被扶養の個人事業主に対して温かい手だてを取って、ごくごく当たり前だし、積極的に定住を促進している町だなということになると思うのです。

それにもかかわらず、この町で、国策である被扶養者への優遇措置を理由にして、事業を継続するための支援金の対象から外すというのは、まさに論外だと思うのです。絶対に納得いきません。

しかも、馬場議員の質問に対して出されたのは、条例ではないのです。行政が考えて制度をつくっている要綱です。もし議会に条例として出されたら通らないと思うのです。条例の制定権は行政にある。しかし、私は、この町の議会議員として、この要綱そのものの中から被扶養条件を除外しなければ、断固として認められない、このように思いますが、最後ですので、町長に御見解を伺います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、お話をいただきましたけれども、予算の説明ということでもありますので、この制度については、担当から答弁させていただいたとおりでございます。

全く新たなものを他のまちと同じような形で作るということであれば、私は大江議員が言われることも分からないわけではないですけれども、基本的にベースとなる

のは、国の制度があり、道があって、その中の上乘せとして美幌町がこういう制度設計をしました。ですから、今、そのことに対しての結論、こうだということを担当が説明したことで納得されないという話ではありませんけれども、今私からお話しできるのは、そういう制度設計により計上させていただいているということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 同じく161ページの商工業活性化促進事業の二つの部分で、明確に一つの部分では暴力団は該当しないと書いてありますが、もう一つについて担当者にお聞きしますと、記載はされていないけれども暴力団は該当しませんということで、町の方針が反映されております。

その点で、暴力団以外の非該当項目があれば、先ほど申し上げました被扶養の個人事業主であるかということも非該当の項目に入っていると思ってお聞きをしているところですが、暴力団以外の非該当項目があればお示しいたきたいです。

また、少し古い時代につくられたと思っておりますが、暴力団と明記されていない制度もあるように思いますけれども、それについての言及もしていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

暴力団以外の非該当項目につきましては、空き店舗活用事業補助金では、空き店舗の賃貸借契約期間が1年未満である、1年以上継続して営業する見込みがない、国、道等から同様の補助金を受けている、法人の場合は本町の本社または支店等で独立した決算が行えない、個人の場合は生涯居住者である、空き店舗の物件が親族の所

有物である、補助対象業種以外の業種であるとなっております。

起業家支援事業補助金では、起業後3年以上事業を継続することが認められない、起業に必要な許認可等が受けられない、町税等を滞納している、個人の場合、町外居住者もしくは補助金実績報告書提出時までには居住できない者となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私の認識では、どちらかの事業の中で、明確に暴力団との関係があれば駄目ですよというのがあるかと思うのですが、一つの部分ではないのではないかと思います。

もしそうであるとすれば、町の方針は明記されるべきかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 議員がおっしゃられますように、平成17年度から実施してございます空き店舗活用事業補助金の要綱につきましては、暴力団の申請については受け付けないということを記載してございますので、こちらを改正しまして、新年度は運用したいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 同じく161ページの空き店舗活用事業補助金24万円、過去5年間の実績、申請がない理由と補助額との関連について伺います。また、ここに関連しますので、同じページの起業家支援事業補助金768万円の過去5年間の実績について御説明いただきます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

空き店舗活用事業につきましては、平成

17年度から開始している制度でございます。中心市街地区域の空き店舗を活用して新たな事業を開始する方、または、移転、これは町外からの移転も含まれますけれども、こちらの方に家賃の2分の1を美幌商工会議所と町が1年間補助する制度でございます。上限につきましては、月額ですけれども、会議所が2万円、町が2万円の合計4万円となっております。

なお、申請が少ない主な理由としましては、補助額との関連も考えられますが、空き店舗の老朽化や家賃補填のある町の起業家支援制度の利用者の増加が要因の一つと考えてございます。

過去5年間の実績でございますが、平成29年度は3件で、こちらは3件とも飲食業ですけれども、23万8,000円です。平成30年度は2件で、こちら2件とも飲食業で5万3,000円、平成31年度から令和3年度まではなしという実績でございます。

次に、起業家支援事業補助金につきましては、平成28年度から開始している制度でございます。町内で起業を凶る事業者に対し、起業に要する経費の3分の2を、また、事業所賃借料は10分の10で24か月までを補助対象としており、200万円を上限に補助する制度でございます。

過去5年間の業種を含んだ実績につきましては記載のとおりですが、年度ごとの合計が、平成29年度1件で200万円、平成30年度3件で374万6,163円、平成31年度134万3,328円、令和2年度は2件で399万4,005円、令和3年度見込み6件で695万9,810円となっております。

なお、括弧書きの件数ですけれども、起業してから翌年度まで継続して補助しているという先ほどの24か月という最大の期間ですけれども、事業所賃借料の対象者件数となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今、二つの補助金の過去5年間の実績を説明いただきました。

空き店舗のほうは平成29年、30年にそれぞれ飲食業と合わせて5件の申請があって、その後はなしということで、もう一つの起業家支援のほうの補助金は5か年間で12件ということです。

これを見ていくと、空き店舗も最初のうちは制度を利用される方がいらっしやいましたけれども、結果としては、起業家支援の補助のほうで、例えば事業所の賃借料が10分の10で24か月ということで、やはり優遇されている。これらを見ていくと、残念ですけれども、過去3か年は実績がなくて、令和4年度も同じように24万円、同額で計上されておりますが、4年度に実際に申請がないような場合、今、町が新しく行っている起業家支援制度の中に統合して運用していくような方向も考えていかないと、制度としては会議所と町でそれぞれ2万円を助成することになっていきますけれども、その辺の制度を一緒にしていくようなことが必要ではないかと思えます。

その辺について見解があればお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御質問については、議員がおっしゃられますように、空き店舗活用、また、起業家支援につきましても、事業者の方からの御相談を商工会議所もしくは町の担当で受けさせていただきますして、相談させていただきながら、本格的に事業を行うということであれば計画書を作成していくという考えでヒアリングしながらということになるのですが、やはり空き店舗活用の相談件数が非常に少ないということがあります。

議員がおっしゃられますように、起業家支援の優遇措置が大きいと私も考えてござ

いますけれども、もう一つ、空き店舗の老朽化というところが非常に難しい部分があると考えております。議員がおっしゃられますように、起業家支援との統合も視野に入れながら、そして、老朽化の部分が商工会議所とも相談させていただきながら、事業主の方とも相談させていただきながら、こういった部分に経費をかければある程度直るものも当然あると思えますが、そういった対策を整理させていただく必要があると思っておりますし、今後検討させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、14時45分といたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和4年度美幌町一般会計予算についての質疑を行います。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 163ページの観光振興事業の業務委託料の中で、体験観光推進業務委託料452万円と観光物産推進業務委託料478万5,000円の二つですが、具体的な活動内容と、連携した活動なのかを説明いただきたいと思います。

答弁書はいただきましたけれども、この内容では非常に分かりづらいので、もう少し具体的な内容を含めて答弁していただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

両業務とも地域おこし協力隊を活用した事業となっており、具体的な活動については以下のとおりでございます。

体験観光推進業務につきましては、個人事業主としてガイド資格取得や新たな体験観光メニューの開発、ガイド仲間との協力



体制確立など、今後の美幌町の体験型観光の推進を図るものとなっております。

こちらの具体的な内容としましては、令和3年度は、観光まちづくり協議会に委託をしてございますが、基本的には、後楽園、LIFE IN BIHOROに常駐しまして、もちろん外部にアウトドア活動という観光のメニューの開発をしに行くのですけれども、ガイドの資格の取得関係はこの方が個人事業主としてされたり、また、新たな観光メニューという意味では、自転車サイクルツアーのほか、屈斜路カルデラ外輪山トレイルのガイドを行ったり、ガイドの仲間ということで、地域おこし協力隊のOGの方がいらっしゃいますけれども、その方と協力しながら先ほどのトレイルのガイドを行ったり、そういった内容の業務を行っております。

もう一方、観光物産推進業務委託料につきましては、観光物産協会職員として業務に従事しております。観光振興業務をはじめ、中でも物産の販路拡大などに重点を置き、美幌町のPRを図るものです。

こちらにつきましては、現在、令和3年度から協力隊として従事していただいておりますけれども、観光物産協会の職員として、基本的に観光振興と特に物産ということで、ぽっぽ屋の業務の部分を中心にやっていただくということで携わっていただいております。特に令和3年度におきましては、ふるさと納税の関係の業務が売上げも非常に伸びて、それに伴って業務も多いということもございまして、こちらに重点を置いて携わっていただいておりますけれども、物産のウェブ上での販売とか、美幌町の特産品を東京美幌会とかさっぽろ美幌会の方々に御案内して販売をするとか、そういったことについても従事していただいております。

連携した活動としましては、各種観光イベントや物産イベントなどの共通事業で美幌町のPR活動を行っております。

補助積算上の労働日数につきましては、体験観光推進業務は、個人事業主であるため、活動日数を年間192日に、観光物産推進業務は、協会職員として雇用されております。会計年度任用職員に準じ、年間240日となっております。

勤務時間内に他団体の職務が併用された場合の予算執行につきましては、業務内容を確認した上でございますが、本町の観光物産の振興を図る団体と協力して労働する場合は、基本的に委託の範疇であると認識しております。

なお、積算根拠につきましては記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 内容につきましてはある程度理解したように思いますが、体験観光推進業務委託料の地域おこし協力隊の関係については、令和2年度から令和4年度までという雇用期間になっておりますけれども、先ほどの答弁の中では、新たなガイド取得をしたり、体験観光メニューをこれから開発したりということでは、令和4年度の中では実施不可能ではないかという感覚になっているのです。

令和3年度は、コロナの関係でほとんどいろいろなイベントもできておりませんでしたので、実績がないということも含めて考えていくと、1年間ではどの程度まで業務が遂行されていくのかなという点が気になってるところです。

もう一つの観光物産推進業務委託料につきましては、観光物産協会の職員として採用されているということなので、その点については、ふるさと納税の返礼品や何かの関係で今取り組まれているということは十分理解いたしました。

ただ、大事なのは、やはり町のイベントに対して、いろいろなそれぞれのところが単独で行動するよりも、いろいろなところ

と連携を取りながらやっていかないと、なかなか前に進んでいかないのが現実ではないかと思えます。ですから、こういうものは、単独ではなくて、せめて観光のところぐらいはきちんと連携体制を取った中で行動していくと。

そうでないと、今までいろいろ考えてこられたこともなかなか継続しなかったり、実際にできていないことも多かったのではないかと思えますので、そこら辺のことをしっかり検討していただいて取り組む必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 1点目の残り任期が1年間という令和4年度の中では、ガイドの取得とか観光メニュー開発は難しいのではないかという御質問ですけれども、1年間で残る事業となりまして、その後、町としまして、令和5年度以降、町にそのまま定住、定着していただき、ガイド事業について、もしくは、観光事業について、個人事業主なのか法人なのか、いろいろありますけれども、事業展開をしていただきたいという思いがございます。

そういった中で、令和2年度から3年度にかけて、先ほどはお伝えしていない車中泊のイベントとか、観光まちづくり協議会のイベントの中で、サイクリングについても神社を巡る主には町民を対象にしたツアーなど、いろいろ企画して、一生懸命やっております。

令和5年度に向けては、後ほど質問も出てきますけれども、観光物産協会と観光まちづくり協議会の統合がございますので、その中で令和4年度は携わっていたいただきたいと考えておりますし、担当としても情報交換をさせていただきながら、連携を含めて取り組んでいきたいと考えております。

観光物産協会に令和3年度から委嘱させていただいて職員となられている方についても、単独行動より連携をとということでご

ざいますけれども、議員がおっしゃられますように、令和3年度、2年度もそうですが、新型コロナウイルスの関係でイベントをなかなか開催できていないという実情がありまして、観光面での連携という部分では、片や観光のガイド、アウトドアガイドがメインでありますけれども、もう一つは、ぽっぽ屋、物産関係ということで、観光分野のイベントでは、和牛まつりとか、札幌などに行って物産の販売を協力して行うということも可能かと考えてございます。

体験観光についてはこの2年間でできてこなかったこと、また、観光物産については2年目に入りますけれども、連携を取っていただいて、本町の観光宣伝、それから、物産振興を含めて、観光振興ももちろん含めてですが、取り組んでいただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 地域おこし協力隊というのは、今まで新聞で何度か見ましたし、いろいろな話を聞かせていただいておりますけれども、期間が過ぎたらその町からいなくなるという例が相当多かったのではないかと思います。

せっかくここでいろいろな美幌の状況を分かっただいて、イベントにもこういうのをやりたいという思いで来ていただける人材であれば、やはり契約期間が過ぎた後でも、きちんとその場でまちづくり協力隊として残っていただいて、観光の先頭に立って活動してもらおうということが基本ではないかと思うのです。

そこら辺のことで、期間が終わったから、はい、おさらばということではなくて、継続して町に住んでいただき、いろいろなイベント、いろいろなにぎわいを取り戻すための手足になっていただいて、先頭で活動してもらおうということが一番求めら

れると思いますので、そこら辺のサポートを町がきちりしていかなければならないのではないかと思います。

商工会議所関係が中心になって動いているのでしようけれども、やはり計画したりするのは、今までのここまでの経過は行政側が関わってきているのですから、そのところも最後まできちんとそういう体制をつくっていかなければ継続できないと思いますので、そういう内容についてもきちんと検討していくことが重要かと思えます。

**○議長（大原 昇君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（影山俊幸君）** 議員がおっしゃられますように、任期が終わっても本町にそのまま定住、定着していただいて、根ができれば観光関係の事業をぜひとも継続して取り組んでいただきたいと思います。

後ほど出てきますけれども、観光物産協会の統合により、一つの組織の中で協力隊の2人が一緒に仕事ができるということが令和4年度になって初めてできるので、そういった意味では本当に連携しやすい環境になるのではないかなと考えております。

また、体験型観光では、観光物産協会の補助金で企業版ふるさと納税を活用したサイクルツーリズムとか、ツリーイングの関係とか、そういった新たな事業がございますので、こういったものをできれば補助の期間もしくは事業の期間に工夫をしていただいて、何とか土台をつくっていただけるように、町もしっかり関わってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（大原 昇君）** ほかに質疑はありませんか。

12番松浦和浩さん。

**○12番（松浦和浩君）** 一般会計の商工費、観光費、体験観光推進業務委託料452万円と観光物産推進業務委託費478万5,000円の件について、坂田議員の質問に補足してお聞きします。

今、観光体験推進事業の協力隊員は、拠点が観光物産協会の事務所ではないです。でも、この間の部局の聞き取りのときは、この方の事務所は観光物産協会には置かない、今は合同でやるとは言わなかったのです。3日前の説明と今の説明が合っていないです。

何を言いたいかという、事務所がないのであれば、どこかに拠点を構えてあげるとか、経費を算入するとか、個人事業ができるところをきちんと手配するというのも行政の仕事ではないかと思ひ、前回、部局の聞き取りをしたときには事務所は違うということでした。では、この協力隊員はどこの事務所で頑張るのかなというのがいまだに疑問ですから、それを回答願いたいのです。

もう一つは、観光物産協会の男性1名、この方が年間240万円で再任用、会計年度任用職員と同じ240万円で頑張りますよと。現在も観光物産協会の中でしっかり頑張ってくれているなど思うのです。ただ、たまたま入ってきた説明の文章の中に、本町の観光物産振興を図る他の団体と協力して労働する場合と書いていたのですけれども、240日間、観光物産協会の仕事をしっかり頑張るために協力隊に入っていて、ほかの団体の仕事の労働をしていいですよと、そのときにこの人にその分の給与を増額でもらえるのかどうか。逆に予算の併用した団体であったら、どちらかの予算が二重譲渡になるので、それをどうするのか。

これは、次の観光物産協会の質問にもなりますから、まずは両名の個人的な待遇の話からお願いします。

**○議長（大原 昇君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（影山俊幸君）** ただいまの御質問で、1点目の体験観光推進業務の協力隊ですが、一つお伝えしたいのは、まず、令和4年度からは観光物産協会に業務自体を委託するので、組織が一つになりま

す。ですから、業務などについては今までよりもなお連携して取り組むことができると考えております。

事務所が違うというのは、以前お伝えした事務所と違うということかと思えますけれども、こちらにつきましても、常駐するところがどこになるのかというと、1点目は、一つは、観光物産協会に所属しますので、そちらには顔を出していただいて、個人事業主で観光開発などもするので、常駐はしないのですが、例えば、一日7時間45分あるとすれば、そこにずっといるわけではなくて、何時間かは観光物産協会の部屋にいるということは考えてございます。

これは、観光物産協会だけではなくて、JR美幌駅の元の駅舎、今も駅舎ですけども、駅舎の部屋の会議室がございまして、そちらに座っていただいて何か取り組んでいただくことも可能かなということで進めているところです。

話が違うというのは、恐らく、現在、この協力隊の方は、令和5年度からのことも見据えてだと思えますけれども、自分で事務所を今探しているとお聞きしております。それが決まったとは聞いておりませんので、探している最中ということで、例えば、御自分が開業するに当たってそこを拠点とするという意味の事務所なのだろうと私は考えていますけれども、御理解をお願いしたいと思います。

もう一点は、観光物産協会の他の労働に従事している場合、給料をもらうのかどうかということと、二重給与ではないのかということと。

まず、松浦議員が御質問の併用された場合の予算執行という部分では、私どもとしましては、併用ということは、例えば、雇用関係ではなくて、どこかの法人なり、どこかの個人事業主がイベントとして、二、三日、物産の販売の部分で協力をして、特産品をこの期間に集中してイベントとして売りましょうということをおイメージしてお

ります。

そういった部分については、団体と協力的に実施することは可能だと考えておりますし、今までも和牛まつりとかBIHOR O BASEというものでも連携して取り組んでいるものの延長線上の話かと考えております。

松浦議員が御心配されているのは、例えば、美幌観光物産協会の職員が丸々1か月どこかの企業で働くという場合にどうなのかということになるかと思うのですが、まず、雇用関係とか、観光物産協会の就労規則もございましてけれども、基本的に美幌町の観光物産協会の業務を担うために雇われている方がどこかの法人のところに行ってお仕事をするということは、給料をもらうかもらわないかの前に、週5日働く方が新しい法人で週5日、1か月も働くということは基本的に考えにくいと思っております。その部分については、二重の給与も発生しないと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） まず、体験観光業務の方ですけども、言った言わないというより、仕事をするのであれば、それだけのスペース、事務所を整理するとか、場所を用意するには、今の観光協会に新しく女性2名が追加で入るので、間違いなくテーブルがないのです。それであれば、早めに駅舎の事務室をその方のために用意するなどしないと、せっかく美幌町の観光のためにやってくれていて、場所がありません、椅子がありません、でも、団体で頑張ってくれではなくて、統合の話はまだ表に出ていないので、次がやりにくいのです。それであれば、きちんとした事務スペースを確保してあげるのは当たり前だと思いますので、ぜひそれに向けて再度検討というか、回答を願いたいと思います。

それから、観光物産協会に入っている協

力隊員は、当然、物産振興とか、いろいろなイベントとか、いろいろな行事に行ってもらい、頑張ってくれるということで、札幌に行ったり、いろいろな形でアピール事業をしてやっていると思うのです。ただ、ここに書いてあるように、労働ではなくて、事業を営んでやるとか、他の団体の事業に参画する、出店するとかアピール事業をするという言葉なら分かるけれども、労働ということは、今、課長が言った話は違って、これは労働ではなくて、そういう形でやるのかなと認識したいですし、最後のフレーズはそうかと思うのですけれども、この2点をもう一度お願いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

松浦議員がおっしゃられるように、体験型観光推進の協力隊の方が気持ちよくお仕事をさせていただけるようなスペースについて、十分に相談していきながら確保してまいりたいと考えております。

また、もし町内のどこかで事務所を借りることができるという場合には、そちらのほうでいろいろと業務をすることが可能かと思っておりますので、どちらでも業務に差し支えないように取り組んでいただけるような環境整備を進めてまいりたいと考えております。

もう一点の観光物産については、労働という言葉ですが、松浦議員がおっしゃられるように、基本的には観光物産協会の労働としてという意味合いではあるのですが、相手方ではなくて、あくまで美幌の観光物産協会の労働ということで御認識、御理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 163ページの観光振興事業の中の車両972万1,000円の自転車16台、車両1台の費用の内訳

等について御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

自転車及び車両購入費用の内訳につきましては記載のとおりですが、自転車につきましては、電動アシストつきロードバイク3台、電動アシストつきマウンテンバイク3台、大人用ファットバイク5台、子供用ファットバイク5台の計16台で541万2,000円、自転車運搬用自動車につきましては、1台430万9,000円となっておりますので、よろしく願いいたします。

もう一点、先ほど、起業家支援補助金の関係で上杉議員から御質問がありました部分につきまして、開始年度を平成28年度と御回答させていただいていたのですが、こちらは27年度の誤りでございました。大変申し訳ございません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 種類などは分かりましたが、これはどこに保管して運営していくのか、保管場所について御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 保管場所につきましては、現在のところ、まだ確定させておりませんが、例えば、旧ユースホステルの部分とか、現在はゆうあいセンターですが、旧田島医院の東側に住宅がございますが、その住宅部分などで探していきたいと考えております。

それで、できるだけ早い納車をと考えてございまして、できれば春の早い段階に発注をしたいのですが、自転車につきましては、12月頃になるのかなとお聞きしております。本当はもっと早く納車されるように発注させていただいて、夏場に活用させ

ていただきたいと思っているのですが、何分、コロナの関係で自転車の納車が非常に遅れているということがあります。これは車も同じですが、自転車はより一層遅いということもあるので、早めに考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 納車になる時期は遅れてやむを得ないというか、保管場所がまだ決まっていないということで、例えば、ユースホテルとか旧田島医院の住宅ということですがけれども、これを保管するのにさらにお金をかけたりするようなことはないと理解していいのですか。そのためにまた改修するということは予定しないと受け止めてよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 先ほど申し上げました今のゆうあいセンター、旧田島医院につきましては、あくまでも内部の相談でありまして、検討の中の一つではあるのですが、基本的に、お金はかけず、改修などはしないで保管させていただくように、ただ、自転車が分散する可能性はありますけれども、例えば、電動アシストつきのものはここどとか、そのように考えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 分かりました。

利用者のことを考えたら、今の担当課長の発言のように、分散するのはあまりよくないと思います。できるだけまち中で借りに行きやすいような場所ということで、旧田島医院のところがいいのかどうか分かりませんが、適切な保管スペースのあるところを精査した上で、なおかつ、基本的にお金はかけないように、できれば一括で保管できるようなスペースのほうが管理

上もいいのかと思いますので、納品の前に御検討ください。

終わります。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

保管場所につきましては、上杉議員がおっしゃられますように、できれば1か所のところで保管して管理していくのが理想的だと思っております。できるだけお金をかけない形で保管していきたいと考えております。

ただ、先ほどとは違いますので、訂正させていただきますのですけれども、かかる場合の想定も今後あるかと思っております。できるだけかからないように努力したいと思っておりますが、今後、その辺りを検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 163ページの観光振興事業の中の負担金、サイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会の100万円について、事業の進捗状況または美幌町のメリットについて説明願います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

サイクルアドベンチャーオホーツク推進協議会に参加する自治体につきましては、北見市、網走市、小清水町、大空町となつてございまして、美幌町は令和2年度より参加しておりますが、本町のメリットとしましては、地方創生交付金の対象事業によります財源措置があることや、株式会社モンベルと包括連携協定を締結したことで、体験型観光情報誌やウェブサイトへの掲載によります観光PR事業をはじめ、連携したイベントの実施、サイクリングルートナビアプリを共同で制作することにより、美幌への滞在、滞留が期待されるものでご

ございます。

事業の進捗状況につきましては、事務局である北見市が記載のとおり取りまとめておりますが、シートゥーサミット等のアドベンチャーコンテンツによります参加者数の実績が、平成31年度は157人、令和2年度は448人で、令和3年度は600人を見込んでございます。

次に、バス会社との自転車持ち込み輸行実験等のアドベンチャーコンテンツ開発件数が、平成31年度は3件、令和2年度は6件で、令和3年度は8件を見込んでおります。

次に、サイクリング地図アプリの利用者数は、ダウンロード数になりますが、平成31年度は157件、令和2年度は458件で、令和3年度は400件を見込んでございます。

次に、サイクリングガイド研修を実施することによりますガイド等の資格取得者数が、平成31年度は1件、令和2年度は2件で、令和3年度は2件を見込んでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 美幌町は令和2年度から参加しているということですが、その中で、いろいろ連携したイベントの実施と、サイクリングルートのナビアプリを共同で作成することによって、美幌町への滞在、滞留が期待されるということです。美幌町に大きな期待はしたいところですが、宿泊施設もないし、ゆっくりしていただける場所がなかなか定まらないということもあるのではないかと思います。北見市が中心となると、美幌町はどこの部分を担っていくのかが一つのターゲットかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） まず、1

点目の令和2年度に連携したイベントでございまして、本年の2月にスノーデュアスロンを実施してございまして、こちらの事業は柏ヶ丘公園で地域おこし協力隊の美幌町のOGの方が中心となっていて、札幌にあるNPO法人と協力しながら実施しております。

やはり、コロナ禍でイベント等の開催がなかなか難しいということがございまして、この方が北見のサイクルアドベンチャーの本体から依頼を受けて、自転車でサイクリングのガイドを行うということで、美幌町内ではないのですが、網走とか広域的に動きながらガイドをして、協議会の北見市の担当者と動いている部分もありますので、そういったことを実績としてございます。

あとは、イベントではないのですが、女満別空港のサイクルのレンタルをございまして、こちらは観光まちづくり協議会の方に委託をございしましたが、LIFE IN BIHOROから自転車を空港に運んでいただいて、旅行者の方にお貸しして、そして、旅行者の方がサイクルが終わったら、また返却のときに空港まで迎えに行って、それを受け取って戻ってくるということもしてございました。

もう一点の北見を中心としてゆっくりできる場所という御質問ですが、こちらのサイクルイベントは、本当であれば、広域連携ですので、オホーツク管内、参加する市や町のエリアの中でサイクルをして楽しんでいただきたいという大きなイベントに期待していたのですが、コロナ禍でできていないということがありました。そのときに美幌のコースも予定してはいたのですが、その予定する場所に来てもらって美幌町を知っていただくと。事業の中身としては、もぐもぐタイムではないですが、特産品を参加者に食べていただくという部分で御利用いただければと

思っております。

また、全体のジャパンエコトラックのサイクリングコースに登録されておられまして、美幌峠のコースもございますので、弟子屈町へ向かうサイクルのコースの一つとして、女満別空港もしくは北見市、網走市からサイクリングルートを通っていただいて、美幌町の役割ということで認識していただいて、道東観光につなげていければと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 説明はよく分かりました。

どちらかという、北見、網走のほうが重きを置かれるのかなというイメージです。美幌のほうになると、立ち寄ってもらえるというところがだんだん少なくなってくるのかなという思いがするので、できれば美幌のほうに少しでも向いてもらえるようなイベントや、峠に行くのに通過型観光みたいな感じにならないように考えていくべきかと思っております。

せっかくこういうところに広域で観光に取り組むということであれば、美幌のまちもその中で重要な役割を担えるような、きちんとした考え方を基に、今後、計画を立てていっていただけるようにしていくのがいいのではないかと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 坂田議員から御意見をいただきましたように、2市3町で協議会は進めていきますが、美幌町の特色をより強く出していけるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 163ページの観光費の女満別空港整備利用促進協議会負担金155万円のうち、航空機利用ツアー

造成支援の事業内容について御説明をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

航空機利用ツアー造成支援の事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、需要低迷が続く旅行事業者を支援することにより、感染症のリスクを低減した上での旅行意欲、機運の向上を促すとともに、女満別空港の利用拡大及び観光需要の回復に資することを目的としてございます。

女満別空港整備利用促進協議会としての具体的な支援内容としましては、アウトバウンド策が、女満別空港を出発するツアーかつワクチン接種証明等の提示を条件としたツアー造成・催行に対する支援となります。

インバウンド策が、女満別空港に到着するツアーかつワクチン接種証明等の提示を条件とし、なおかつ女満別空港からの陸路でオホーツク管内の交通事業者を使用したツアー造成・催行に対する支援となっております。

支援金につきましては、2泊3日以上1ツアー当たり参加人数が31人以上が15万円、21人から30人までが10万円、20人以下が5万円となっており、女子旅をテーマにするなど、若年女性層がターゲットのツアーには10万円を加算、また、SNSでオホーツク地域の魅力を発信、拡散することを取り入れたツアーには10万円加算するものでございます。

なお、航空機利用ツアー造成支援の総事業費1,200万円のうち、美幌町の負担割合は9%で、負担額は108万円となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 内容はよく分か



りました。

いずれにしても、女満別空港から発着する場合にこういう形で支援するというところで、利用拡大を図ることは大事だと思うのです。

その中で、今の説明の中で、女子加算とSNS魅力発信加算というものがありました。旅行業者がこういう企画をしたら加算するのか、ツアーに参加したグループの中で、例えば、女性が固まって来たらそこに加算するという意味なのか、その辺の加算は誰に対してするのか、説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの加算についての対象者でございますけれども、旅行会社ということで協議会から伺っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 同じく観光費の美幌地区三町広域観光協議会負担金61万8,000円の事業内容と事業費の内訳について御説明いただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

美幌地区三町広域観光協議会では、美幌、津別、大空の3町と3観光協会が相互連携を図りながら、広域的な観光振興策の協議と積極的な宣伝活動を展開してございます。

事業内容及び事業費の内訳につきましては、まず、イベントキャンペーン事業5万円ですが、3町のイベントをフリーペーパー等の広告媒体を通じてPRするとともに、イベント当日の抽せん会等で特産品の提供を行うものです。

次に、トレイルルート整備開発事業25万円ですが、藻琴山から美幌峠を経由し、津別峠までの約22キロメートルのトレイ

ルルート調査道整備・維持に係る事業費で、内訳としましては、歩道刈払い業務業務費、草刈機修理費、支障木撤去作業業務費であり、事業費150万円を3町3協会で25万円ずつ負担するものでございます。

次に、トレイルルートソフト事業31万8,000円についてですが、ガイドつきモニターツアー2回の実施経費及びドローン講習の受講料・旅費を計上してございます。

なお、ソフト事業については、企業版ふるさと納税を活用することとしてございまして、令和6年度までの3年間は美幌町が負担する予定でございまして。

以上、3事業を合計した額が61万8,000円となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） トレイルルートは、美幌峠の大自然の魅力を体験していただくということで大変大事な事業だと思います。

そこで、イベントキャンペーンということで、フリーペーパーというのは具体的にどこのフリーペーパーを想定しているのかということと、ガイドつきモニターツアーを2回ということですが、実施する予定の時期が決まっていればお教えください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

イベントキャンペーン事業のフリーペーパーにつきましては、説明が不足して申し訳ないのですが、こちらの3町のイベントのキャンペーンは、トレイルより以前から、和牛まつりとか、3町のメインイベントを主としたものの事業となつてございまして、フリーペーパーは地元紙のところで考えてございまして。これは以前か

らそういった部分で取り組んでいる状況でございます。

もう一点は、モニターツアーの実施時期ですけれども、現在、いつということは協議会の幹事会でもまだ詰めていない状況でございます。新年度に入りまして、幹事会、そして、協議会の総会を踏まえまして、できるだけ参加者が気持ちよく歩けるような時期を選んでいきたいと幹事の一人としては考えてございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 次に、同じく163ページの観光物産協会補助金1,313万4,000円ですが、観光まちづくり協議会と統合して予算を増額した理由について、協会事業と補助の内訳について御説明いただきたいと思っております。

なお、示された積算内訳は詳細説明をいただかなくても分かりますので、今申し上げた予算の増額した理由を主に御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

補助事業の積算内訳につきましては別紙のとおりであります。

観光まちづくり協議会との統合に伴い予算を増額した理由につきましては、地域資源を活用した体験コンテンツの発掘及び教育旅行の推進並びに誘客企画事業などを引き継ぎ、美幌町観光振興革新戦略ビジョンに掲げられた事項に継続して取り組み、観光物産振興事業の推進を図るためでございます。

予算が前年度より増額となった理由につきましては、統合による事務職員の人件費1.5人工分を増額、また、新型コロナウイルスの影響により、都市間高速バスの発券業務に係る手数料収入が大きく減少したため、人件費の0.5人工分を補助対象へ追

加、また、企業版ふるさと納税を活用した体験型観光事業の実施が主なものとなっております。

事務局職員の補助積算上の労働日数につきましては、町職員の就業日数に準じ、年間240日となっております。勤務時間内に他団体の職務が併用された場合の予算執行につきましては、先ほどの体験型観光の際にも御説明させていただきましたけれども、本町の観光物産の振興を図る団体と協力して美幌町の観光物産協会の業務として労働する場合は、基本的に補助事業の範疇であると認識してございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 主な増額の理由が、事務局職員の1.5人工と都市間バスの0.5人工で、2人分の人件費が増額になったということは分かりました。

ところで、観光まちづくり協会が統合したことによって、今までそれぞれ別な場所で事業をしていて、統合後に事業を全て引き継いで観光物産協会の中でやっていくのか、それとも、整理をして、まちづくり協議会がやめる事業があるのかどうか、その辺の事業はどのように整理されていったのか。それから、先ほど、体験観光推進担当の地域おこし協力隊については、この表の中の企業版ふるさと納税事業に主に関わってくると理解してよろしいのか、その2点をお願いたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 2点の御質問をいただきました。その前に、説明が不足していて申し訳ないのですが、1.5人工の増員ということで想定していただきますのは、議員がおっしゃられますように、観光まちづくり協議会との合併、統合による人員増でございます。

実質的には、これプラス0.5というのは、先ほどおっしゃいました都市間バスの

0.5人工ではなく、ふるさと納税を活用しました手数料が、今、観光物産協会に入っておりますけれども、こちらの財源を使いまして、観光物産協会がふるさと納税の返礼品の業務に携わるということをお伺いしておりますので、そちらの0.5人工分、自主財源と一緒にして、結果的に人員が2人ということでございます。

もう一つの都市間高速バスの0.5人工ですが、こちらについては、現在、JRの発券業務を0.5人工で実施していただいておりますので、この0.5人工と現在も都市間高速バスも数年前、過去から引き続いて継続してございます。この0.5人工分は、バス会社から手数料をいただいて人員の確保をしてきたのですが、新型コロナウイルスの影響を受けまして、乗客数も減り、手数料も減るので、観光物産協会の運営として、現在、令和2年度と3年度、自己資金を一部使っている部分がございますので、令和4年度から、基本的にお客さんが戻れば、過去と同じように手数料収入だけで賄えるのですが、そうならなかったときに、お客さんが不足した場合のためにこの0.5人工分を担保するものとして考えてございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

御質問の1点目の観光まちづくり協議会との統合につきまして、現在、観光まちづくり協議会さんが行っている事業を全部引き継ぐのか、または一部を引き継ぐのかという御質問ですが、基本的には、現在行っているものを全部引き継いでいただく形で想定しながら、こちらの予算編成をさせていただいております。

全部引き継いでいただいた場合でも、こちらの予算で対応していただけると考えてはございますが、現実的に、場所も今度は駅に移ったり、事業も人員の部分の関係とか、現実的にこれから観光物産協会が一緒になって統合されるというのは、新年度、もちろん4月、5月の総会後であります。

役員会や理事会の中ではお話が進んでいるようですけれども、具体的な業務内容のこれこれこれをやるという詳細は、まだ協会の中でも固まっていない状況ですので、そういった部分をお聞きしながら、町として、行政として協力させていただく部分や、統合した後も潤滑に動くように運営に対して協力していきたいと考えております。

2点目の御質問の体験型観光推進の地域おこし協力隊の従事する内容ですけれども、歳出の中では、物産振興ですとか、先ほど議員がおっしゃいましたように、ふるさと納税の返礼品の部分になるかと思うのですが、体験型観光の事業費で言いますと、もちろん、和牛まつり等、観光振興の部分はございますが、中心的に動いていただくのは、補助事業の中で言いますと、企業版ふるさと納税事業を使用した体験型観光事業の246万6,000円がメインかと考えてございますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 統合後に全部引き継ぐというのは、私は直接聞いたわけではないですけれども、例えば、ヨガなどは行わないような話が協議会の中で出ていますから、この狭い場所に移った中で統合して、町も、観光物産全体を考えて、今までそれぞれの組織の中でやっていたよりも一緒になることによって効果が十分発揮されると認識されて基本的に支援するという考え方に至ったのかどうか、その辺だけお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 議員がおっしゃられますように、ヨガにつきましては、現在、LIFE IN BIHOROで実施されております。そちらにつきましては、事業の継続がどこまでということははっきり確認してはございませんが、現

在、別の事業者の方がヨガ自体を引き継いで行うということで、観光まちづくり協議会からは離れる形になろうということで伺っております。

統合の支援というのは、考え方として、美幌町観光振興革新戦略ビジョンに掲げられた事項を継続して取り組んでいただきたい、そして、観光物産振興の推進を図っていただきたいということで、こちらのメインの目的に対してこちらの統合自体が有効であろう、効果的であろうと考えてございますので、そういった部分での今回の補助金の予算の編成と御理解いただければと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 同じく7款、1項商工費、3目の観光費の観光物産協会補助金の内容について数点確認します。

まず1点目は、ここに事前に通告しているとおり、他の補助事業をする団体との業務の併用の場合は、国の補助金適正化法と地方自治法232条、それと美幌町の補助金等交付規則に鑑みた場合、併用事業の場合はどちらかの予算を執行しないという方向になるのですけれども、私の言っていることが合っているのかどうかは1点です。

2点目は、今回の予算書を見ますと、たまたまもらった内訳書の中に、事務局員Aと事務局員Bとあり、Aの方は167万8,000円、Bの方はその半額、なおかつ、この半額分については、ふるさと納税のほうの仕事をしてもらうことになるのか、Bの方も160万円ぐらいになるのかどうか、間違いなくふるさと納税の仕事をするということをまずお聞きしたいです。

それから、Aさん、Bさんは、これから新たに募集をかけるとなると、いつからこの2人の採用が決まるのかを聞きたいです。

あとは、確認ですけれども、前回、経済

部長からもJRの発券業務と高速バスの発券業務について、コロナで観光協会も相当のダメージを受けているということでした。JRについては、もともと120万円に満ちるように、JRの発券業務の足りない部分は町が補填すると聞いていますけれども、今回、JRではなくて、高速バスも最低130万円になるように、発券業務が少ない場合は130万円までは町で補填する、これは間違いなくその形でいくということです。ただし、どういうふうに観光協会と確認しながら補填するのか、要するに、協会が払った後に追い金を払うのか、先に幾分か渡すのか、運転資金もありますので、その辺を聞きたいと思ひます。

また、先ほど、違う項目で、たまたま農業民泊のときに、農業民泊の二十数万円は、観光物産協会に事業の一部を委託すると聞いたのですけれども、このお金が美幌町の公金の補助金であるのであれば、どなたがこの補助金をもらって予算を執行するのか。

ここに書いているのは、事務局長が3分の2、事務局員が3分の2、事務局員Bが3分の2ということで、3分の1分がその分で仕事をするのがオーケーなのかどうかということです。

最後にもう一点は、一番下にある体験型観光のところですか。

先ほど、サイクリングのことで上杉議員もいろいろと言われましたけれども、結局、サイクリング事業でやる自転車直すお金というのは、体験型観光の中で自転車の改修費を見るということになるのですけれども、その辺がちょっと理解できていないので、もう一回説明してください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

まず、松浦議員の御質問ですが、他の職務との併用ということで、どちらの執行となるのかというのは、今まで観光物産協会

が業務の併用を、要は雇用者が2人いるというイメージでおっしゃっているのだらうと考えますが、そういうことではないのでしょうか。

繰り返しにはなりますけれども、あくまでも雇用が観光物産協会の職員となっていますので、この方がパートさんで、1日置きに雇われて週5日働いているとか、週2日働くとか、そうすると、残りの3日間は別な事業所で働くという事はあり得る話だと思うのです。生活を考えると、そういうこともあるかと思えます。

ただ、繰り返しになりますけれども、週5日勤務される方が別の事業所で、イベントとか、物販の協力とか、観光振興、観光物産宣伝振興、ぽっぽ屋のイベントでの業務でしたらあり得ると思うのです。そうではなくて、この職員がほかの事業所の業務に携わる、しかも、ある程度の長期間観光物産協会としてそれを行いたいということであれば、なぜそういうことになるのかという疑問が出てくると思うのです。

そういったところのお話を聞かせていただきながら、その狙いとか、どういったことをやろうとしているのかをお聞きしないと、私どもも何とも判断できないところがありますので、聞き取りをさせてもらいながら対応させていただきたいと考えています。

次に、補助対象経費積算内訳の事務局員Aの方とBの方で、Bの方が2分の1の0.5人工で、ふるさと納税に間違いなく携わるのかどうかということです。

こちらは、お1人お勤めになられることになったときに、自己財源で、ふるさと納税のいろいろな業務が、もちろん手数料として売上げにもつながっているのです。観光物産協会としてはうれしい悲鳴ではあるのですが、ぜひともそこに職員として配置をしていただきたいというお話を伺っております。こちらの2分の1が町の補助、そして、ふるさと納税の手数料の分で2分の1

ということで、1人工の雇用はされるものと考えてございます。

それから、採用はいつということですが、採用につきましては、基本的には4月1日を想定してございます。この話は観光物産協会とも観光まちづくり協議会ともさせていただいております。職員に不利益なことがないように考えております。

ただ、こちらの職員が観光物産協会の職員になるかどうかというところがまだはっきりお伺いしていない部分もございますので、その辺がどういった対応になるのかについては、その中で、例えば新たに雇用される方がいらっしゃるのかという場合は、4月1日は難しいと考えてございます。

それから、次のJRとバスの発券で120万円になるようにということで、バスの発券についての130万円までは補填するかということですが、こちらの内訳は御覧のとおり、バスの発券部分、1人工分が266万6,000円を計上してございまして、この2分の1、ここからバスの場合は予算ベースで発券手数料60万円を引かせていただいて、残りの73万円を補填させていただく考えとなっております。

続きまして、いつこのバスの発券関係を補填するのかということですが、こちらは、観光物産協会の補助金を年3回、たしか3回か4回だったと思いますけれども、分割してお支払いしておりますので、そのときに併せて補助する形になります。最後の支払いのときに精算も含めて確認をしていくということです。

次は、サイクリングの自転車を直すということで、これはどうやってということですが、議員がおっしゃられますように、最後の体験型観光事業の自転車修理代に27万5,000円、10分の10の補助率で記載してございます。こちらは、先ほど上杉議員から御質問ありましたように、自転車を町で購入させていただきまして、車もそ

うですが、観光物産協会に無償貸与させていただきます。その無償貸与させていただいた自転車を使いまして、このガイド事業を行うことを考えております。そのときに故障などが起こった場合は、こちらの予算で直していただくというものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） ただいま商工観光課長が御説明させていただいた部分に若干補足をさせていただきたいと思えます。

他団体の業務ということでありませけれども、一つの例としては、他団体が実施するイベントの出店あるいはイベント時の支援などにおいて、観光物産協会として参加、職員派遣を想定しているような場合でございます。つまり、重複して団体に所属するとか、重複して報酬を受けることはあり得ないと考えてございます。

また、人員の採用はいつからかということですが、当然、4月1日を想定して予算積算をしておりますし、これまでも観光まちづくり協議会の皆さんとも協議を重ねてきて、今、雇用されている2名を前提として、予算の積算に当たって、今回、御提案をさせていただいているということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、高速バスの130万円は御説明のとおりでございます。この積算内容にあるとおり、JRの発券と同様に高速バスも同じ考えで積算をしております、JR130万円、高速130万円、合計で約260万円ということで、松浦議員がおっしゃったとおり、高速バスについては130万円になるまでは補填をする考えでございます。

農村ツーリズムの26万4,000円は、誰が仕事をするのか、あるいは、その3分の2の残りに充当するのかということですが、これは誰に対して出すというこ

とではなく、あくまでも町が実施する事業でございますし、みらい農業センターの業務として農村ツーリズム事業を位置づけております。

ですから、町の事業として、その一部を観光物産協会に委託をするということでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

---

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長することに決定しました。

---

#### ◎日程第2 議案第16号から 議案第29号まで

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 繰り返しのようになりますが、農村ツーリズムの26万4,000円は、観光協会の誰にやってくださいということで委託するものではございません。農村ツーリズム事業は、町が主体的にやる事業でありまして、みらい農業センターの事業として位置づけております。町の事業の一部を団体に実施してもらうために委託料を払うものであって、誰に充当してくださいということで出すものではございませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 大体の雰囲気分かりました。

農業民泊についてお聞きします。

農業民泊については、何年も取り組んでいまして、どうかこうにか一歩一歩進んでいる状態で、農業者の支援もある段階ですから、今年もコロナの関係でいろいろな交流が少ないと思いますけれども、温度を下げないでやるしかないと思います。

今回、観光まちづくり協議会との協力体制が観光物産協会となった場合、観光物産協会は今までその事業はやっていませんでしたので、その辺の対応が本当にうまくいくのかどうか少し気になっています。

先ほど部長が説明した都市間バスのお金が、最低限130万円、発券料がこういった場合はそれがマックスで、最低限の保障はしようということで、逆に基準ができてほっとしています。補填金が130万円いいのかどうかはまた後の話になりますけれども、自助努力をする分野かと思いません。

そして、まだ理解できていないのは、新しく入るAさん、Bさんがまだ確定していないと言われてしまうと、今日聞いた限りで、1日後、2日後に採決するのに、誰が働くかは分かっています、どういう体制でやるのか分かりませんと言われてたら、いつこれが議会側に提示されるのか。

要するに、確定していないという説明をするのはすごくつらいものですから、どうなのかなと思っていました。

先ほど、0.5人分はふるさと納税で働きますという話は聞きました。たまたま知り合いの方を通じて協会の予算書をもったら、ふるさと納税側の予算書にはその人の人件費分が入っていないのです。そうしたら、この分は誰が働くのかということですね。もらっていると思うけれども、協会の予算と金額が合わないのです。だから、この辺もきちんと確認が取れるのかどうか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） まず、今回の観光物産協会の補助金につきましては、観光

まちづくり協議会との統合に伴いというのは予算措置という形で組ませていただいております。

詳細につきましては、先ほど上杉議員のときも課長が答弁しておりますが、全てのまちづくり協議会の事業を引き継ぐ形ではないのですけれども、予算的には受けられる形で組んでおりますが、その詳細、4月からの新しい事業実施運営体制につきましては、人件費、また、事業内容は精査をしまして、引き継ぐもの等をしっかりと精査した中で町として必要な事業を引き継いでいただきまして、それに伴う運営体制という形で実行してまいります。

そちらにつきましては、この予算額のとおり執行するというのではなく、しっかりとした運営体制、事業内容を精査した中で補助金を交付してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今回の予算の中では、定住、移住を頑張りましょう、いろいろなことを頑張りましょうという前向きな政策が多いです。観光物産協会も、今、コロナ禍の影響で集客が相当減っています。当然、せっかくつくったきてらすも残念な結果になっています。

そこで、少しでも美幌に人を呼ぼうという中で、観光協会に対する事業費が増えると、人の出も変わるわけですが、働いている人が変わらないままだと、1人の労働力が増えてしまうのです。そういう労働分配の件も含めて、誰が働くかも決まっていな中では、頑張ってもらいたいけれども、本当に頑張れるのかという思いもあります。

観光物産協会、もともとの観光協会は、行政がしっかりと音頭を取ってやっていたところかと思えますし、美幌町の観光、物産の頭だと思っています。ですから、人事配置を含めた予算執行について、きちんと

確認を取った上で、なおかつ、早々に体制も含めて議会側にきちんと報告する形を取ってもらえるのかどうか、最後に確認を取って終わります。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいま松浦議員がおっしゃったとおり、まだ本当に未確定の部分がありますけれども、観光物産協会の事業に支障がないように、早急に体制につきましても協議を進めまして、体制が決まった段階で、改めて議会の皆様にも説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 同じく観光物産協会補助金1,313万4,000円について伺いたいと思います。

まず最初に、観光まちづくり協議会と観光物産協会の統合については、私も行政の中で観光協会と物産協会の統合に携わっていました。本当に大変な作業だと思います。その中に町が入って3者で協議されて大変御苦労されたと思います。

基本的にはすごくいいことだと思いますが、観光まちづくり協議会、観光物産協会、町で統合について数多くの話し合いをされた中で、今回、予算が上がってきたと考えますけれども、この補助金を含め、3者が納得された中で予算計上されていると思いますが、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

昨年の秋から、観光まちづくり協議会と観光物産協会と町で複数回の話し合いをさせていただいております。

12月の新年度予算の提出時期までにたたき台をつくらせていただいて、まずは観光まちづくり協議会と観光物産協会の二つがどういった事業をするのかということ

この2者で話し合っていたいただきました。どういった事業のどういう部分の補助を要望されるのかをまず検討していただいて、その中で提出していただいた数字を、どういところでこの補助金を使っていただくのかも含めて私どもで精査させていただきました、また返して、二つの団体とお話をさせていただき、御理解をいただいて、予算を要求し、計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 大変御苦労されたと思いますけれども、その中で1点お伺ひしたいと思います。

補助金の歳出内訳の中で、事前の説明でもお伺ひしたのですが、事務局職員Aの167万8,800円と、先ほど説明がありました観光物産推進業務委託料の中身を見ますと、給与が234万6,000円、手当が51万9,000円、合わせて286万5,000円になると思います。あるいは、体験観光推進業務委託料の中の報償費252万円と比べて、かなり安い金額になっていますけれども、ここら辺を積算するに当たって、あるいは、まちづくり協議会と話す中で、この金額についても理解されたのかどうか、伺ひます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御質問の体験型観光推進と物産振興推進の地域おこし協力隊2名の給与との比較で、今回の事務局員AさんとBさんの給与が低いのではないかとございます。

根拠につきましては、事務局員につきましては、町の会計年度任用職員の事務補助員を使ってございます。町はその設定をさせていただいておりますが、観光物産協会として、この給与にそのままするという事は予算編成時にお伺ひしていなくて、これにプラスアルファの検討をしていくということをお聞きしていたしました。



それをどのくらいプラスアルファするかについては、まだ私どももお聞きしていないのが実情でございます。

もう一点、観光まちづくり協議会の際もそうだったのですけれども、美幌町と商工会議所と農協と森林組合で観光まちづくり協議会にお支払いして負担をさせていただいて、その中で人件費もつくって設定していただいている経過がございますので、町だけではなくて、ほかの団体さんとの負担金をどのくらいお支払いいただくか、その部分の中でも、それをその用途として給与に持っていくだろうという部分で推察はしてございますけれども、そういった部分での給与の設定は可能なのではないかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 補助金の人件費の事務局員A、Bの考え方は、町の補助を対象とする経費として見込んだと。

ほかの団体からの負担金等を含めて、いろいろな収益があるので、それについては協会で判断していただきたいということでもありますけれども、やはり賃金の格差からいって相当低いということになりますので、例えば、先ほど言いました観光物産推進業務委託料と同じぐらいに、同じ勤務する職員体系ですので、上げた場合、最終的に観光物産協会として収支決算したときに、人件費を上げたが、最終的に支払うことができなかったという中で、今現在考えられるまちとしての対応策というのが、結果的に払えなかった、上げた、払えなかったといった場合については、町としても補助の不足分については考えることができるのかどうか、その1点をお伺いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） そのようなことは想定はできないと考えてございます。

ただ、団体さんとの話の中で、やはりふ

るさと納税の返礼品の業務等で職員の方が頑張っているという点がございまして、それなりの収益が上がっているということがございますので、臨機応変にと言ったらあれですけども、その辺は手当という形で幾ばくか支給できないかというようなことで御検討されているようなことではあります。馬場議員がおっしゃったとおり、ベースを上げて、そこまでいかなかったのも、町で何とかということは考えづらいですし、あり得ないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 165ページの観光施設維持管理事業、修繕料2,040万6,000円の中で、峠の湯の脱衣場のクロス張り替えとの説明でしたが、詳細をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御答弁いたします。

峠の湯の脱衣室壁、天井壁紙張り替え修繕料の108万3,000円につきましては、男女脱衣室内が湿気や経年劣化で剥がれが目立ってきており、補修で対応できなくなってきたため、過去に張り替えを実施した箇所を除いて、脱衣室内の天井及び壁のクロスを張り替えるものでございます。

福祉風呂介助用リフト2台設置費の252万円についてですが、リフトの利用につきましては、初めて利用される方に対し、職員による使用方法の説明等は必要と考えますが、体を支えるなどの直接的なお手伝いは想定してございません。通常は介助者等の支援による入浴を想定してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 一緒に答えていただきましたので、2回目から一緒に質問

していきます。

峠の湯ももう20年経過しまして、かなり劣化があるところもあると思います。今回、脱衣所のクロス張り替えということですけれども、私も行ってみましたら、やはり確かにきれいなところと劣化したところがあるなと思っています。

それから、20年経ってまして、来る方もそれぞれ高齢になっていますので、ロッカーなどは以前から見たら減らしていると思っています。ロッカーを減らして、ちょっとゆったりした感じの状態に更衣室がなっているのはいいことだと思っていますし、椅子、ベンチが置いてありますけれども、やはり、そういう高齢化によって、行く方のことを考えれば、そういう少し腰を下ろす場所がもっとあってもいいかなと思います。例えば、玄関に入って靴を脱ぐところでは、もうちょっとそういうものがあるのもいいかなと考えます。

そういうことも考えて、福祉風呂に介助用リフトを設置していただくのでしょうかけれども、これを見たら本当にどういう方が使えるのかなと思っています。例えば、最初は説明してくれるかもしれませんが、安全性の面で本当に大丈夫なものかなと考えているのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） お答えいたします。

安全面につきましては、写真を設置イメージということで掲載させていただいておりますけれども、介護事業者の方があらゆる施設のところでこちらを設置して、利用者の方が安全に利用していただいていると確認してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 安全だということなのですが、やはり慣れない方に

対してはちょっとしたお手伝いがあると、本当に利用する方も安心ではないかなと思います。手が足りないということはあるかもしれませんがけれども、最初の方によく説明したり、例えば1人だけついてこないで、2人ついてきて入れるとか、そういう工夫も必要ではないかなと考えます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御質問にお答えしたいと思いますけれども、基本的には、峠の湯の職員の方、もちろん初めてだけではなくて、やはり何回か御利用される方、週1回利用されるとしても、使い方について不安を覚える方はいらっしゃるかと思います。そういった方に説明は丁寧にさせていただくように指定管理の方と十分に協議してまいりたいと考えています。

実際に身体を支援していただくということは現実的になかなか難しいということがありますので、こちらについては、本当に最初の説明の段階で不自由のないような形で説明をして対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 165ページの観光費の観光施設維持管理事業、修繕料2,040万6,000円の交流促進センターの内容、内訳について御説明いただきたいと思ったのですが、資料で分かりました。

ただ、1点だけ、美幌峠レストハウスの記念撮影機器の修繕とありまして、具体的にそういうものが置いてあったことも承知していなかったのですが、何を直すのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 御質問の美幌峠レストハウスの展望休憩室記念撮影機器修繕ですが、階段を上がりまして2階の真正面に、窓側になりますけれども、AR機器ということで、天候の悪いとき、美

幌峠が見えないときに後ろのスクリーンに、タブレットを使って撮影すると合成されるというものがございまして、そちらのタブレットと、そこの周りにある台の部分を改修させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 同じく観光施設維持管理事業、修繕料2,040万6,000円について伺います。

1点だけ、今回の修繕料を見ますと、大きいのが廊下・休憩室タイルカーペットの張替、修繕で498万7,000円となっていますけれども、指定期間内における今後の修繕の見通しについての考え方について伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 峠の湯の修繕費につきましては、指定管理者に日常点検をしていただいております。

また、機械にも詳しい職員の方もいらっしゃいますので、指定管理者から計画的に修繕について要望をいただいて、それに基づいて、なるべく要望にお応えできるように、施設として止まることのないような形で、優先順位をつけながら、これまでも修繕を予算計上させていただいております。

今回につきましては、議員がおっしゃるとおり、廊下・休憩室等のタイルカーペットの張替とか、入浴者の方が気持ちよく御利用いただくような環境向上に向けて、今回は若干修繕料が例年より多くなったかと思っておりますけれども、計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） ということは、今の御答弁の中では、小破修繕はやるけれども、大規模改修はしないという考え方でよろしいかどうか、伺います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 当面、大規模修繕の予定はございませんので、現行の施設が止まることのないように日常的な点検並びに計画的な修繕を実施してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、7款商工費を終わります。

---

#### ◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

#### ◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時22分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員